

北アルプス広域連合議会令和2年2月定例会議事日程（第1号）

令和2年2月13日（木）
午前10時開議
大町市議会棟

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 広域連合長あいさつ

日程第4 北アルプス広域連合選挙管理委員及び同補充員の選挙

日程第5 議案の上程、説明、質疑、委員会付託又は討論、採決

報告第1号 専決処分の報告について

専第8号 令和元年度北アルプス広域連合一般会計補正予算
（第4号）

報告第2号 専決処分の報告について

専第9号 令和元年度北アルプス広域連合介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第3号）

報告第3号 専決処分の報告について

専第10号 令和元年度北アルプス広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

報告第4号 専決処分の報告について

専第11号 令和元年度北アルプス広域連合老人福祉施設等事業特別会計補正予算（第3号）

議案第1号 北アルプス広域連合広域計画の変更について

議案第2号 長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について

議案第3号 北アルプス広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定について

議案第4号 北アルプス広域連合職員定数条例の一部を改正する条例制定について

議案第5号 北アルプス広域連合職員の互助団体に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第6号 令和元年度北アルプス広域連合一般会計補正予算（第5号）

議案第7号 令和元年度北アルプス広域連合介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第4号）

- 議案第 8 号 令和元年度北アルプス広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 9 号 令和元年度北アルプス広域連合平日夜間救急医療事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 10 号 令和元年度北アルプス広域連合老人福祉施設等事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 11 号 令和 2 年度北アルプス広域連合一般会計予算
- 議案第 12 号 令和 2 年度北アルプス広域連合ふるさと市町村圏事業特別会計予算
- 議案第 13 号 令和 2 年度北アルプス広域連合介護老人保健施設事業特別会計予算
- 議案第 14 号 令和 2 年度北アルプス広域連合介護保険事業特別会計予算
- 議案第 15 号 令和 2 年度北アルプス広域連合平日夜間救急医療事業特別会計予算
- 議案第 16 号 令和 2 年度北アルプス広域連合老人福祉施設等事業特別会計予算

出席議員名簿

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1	中牧 盛登	7	岡 秀子	13	大和田 耕一
2	太田 昭司	8	倉科 栄司	14	北澤 禎二郎
3	山本 みゆき	9	服部 久子	15	太田 伸子
4	降旗 達也	10	矢口 稔	16	丸山 勇太郎
5	大和 幸久	11	平林 寛也	17	宮澤 正廣
6	平林 英市	12	矢口 あかね	18	猪股 充拡

正・副連合長、広域連合出席職員名簿

役 職	所 属	氏 名
広域連合長	大町市長	牛越 徹
副広域連合長	池田町長	甕 聖章
〃	松川村長	平林 明人
〃	白馬村長	下川 正剛
〃	小谷村長	中村 義明
広域連合監査委員	代表監査委員	川上 雅嗣
広域連合職員	会計管理者（大町市会計管理者）	西澤 美千夫
〃	事務局長	傘木 徳実
〃	消防長	降旗 寛次
〃	消防本部総務課長	勝野 一徳
〃	消防本部総務課長補佐兼庶務係長	山岸 賢司
〃	消防本部総務課長補佐兼警防係長	郷津 純治
〃	消防本部総務課長補佐兼警防係長	細川 彰夫
〃	消防本部通信司令室長	武田 和男
〃	総務課参事（広域連携担当）	小泉 寛
〃	総務課長	江津 文人
〃	総務課総務係長	西澤 喜吉
〃	総務課企画財政係長	飯島 伸幸
〃	総務課エコパーク管理係長兼施設整備推進係長	松澤 泉
〃	総務課長補佐兼土木振興係長	北澤 尚泰
〃	介護福祉課長	西山 孝
〃	介護福祉課長補佐兼介護保険係長	麻田 俊一
〃	介護福祉課審査係長	内藤 由紀
〃	鹿島荘所長	丸山 純生
〃	虹の家事務長	竹本 明信
〃	議会事務局	勝野 広幸
〃	〃	西澤 崇
〃	〃	宮嶋 久美
〃	〃（書記）	横川 拓巳
〃	〃（書記）	三原 和樹

北アルプス広域連合議会令和2年2月定例会議事日程（第2号）

令和2年2月14日（金）
午前10時開議
大町市議会棟

日程第1 常任委員会委員長審査報告、質疑、討論、採決

議案第1号 北アルプス広域連合広域計画の変更について

総務常任委員長 倉科 栄司

議案第2号 長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について

総務常任委員長 倉科 栄司

議案第3号 北アルプス広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定について

総務常任委員長 倉科 栄司

議案第4号 北アルプス広域連合職員定数条例の一部を改正する条例制定について

総務常任委員長 倉科 栄司

議案第5号 北アルプス広域連合職員の互助団体に関する条例の一部を改正する条例制定について

総務常任委員長 倉科 栄司

議案第6号 令和元年度北アルプス広域連合一般会計補正予算（第5号）

総務常任委員長 倉科 栄司

議案第7号 令和元年度北アルプス広域連合介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第4号）

福祉常任委員長 猪股 充拓

議案第8号 令和元年度北アルプス広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第4号）

福祉常任委員長 猪股 充拓

議案第9号 令和元年度北アルプス広域連合平日夜間救急医療事業特別会計補正予算（第2号）

総務常任委員長 倉科 栄司

議案第10号 令和元年度北アルプス広域連合老人福祉施設等事業特別会計補正予算（第4号）

福祉常任委員長 猪股 充拓

議案第 1 1 号 令和 2 年度北アルプス広域連合一般会計予算

総務常任委員長 倉科 栄司
福祉常任委員長 猪股 充拓

議案第 1 2 号 令和 2 年度北アルプス広域連合ふるさと市町村圏事業特別会計予算

総務常任委員長 倉科 栄司

議案第 1 3 号 令和 2 年度北アルプス広域連合介護老人保健施設事業特別会計予算

福祉常任委員長 猪股 充拓

議案第 1 4 号 令和 2 年度北アルプス広域連合介護保険事業特別会計予算

福祉常任委員長 猪股 充拓

議案第 1 5 号 令和 2 年度北アルプス広域連合平日夜間救急医療事業特別会計予算

総務常任委員長 倉科 栄司

議案第 1 6 号 令和 2 年度北アルプス広域連合老人福祉施設等事業特別会計予算

福祉常任委員長 猪股 充拓

出席議員名簿

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1	中牧 盛登	7	岡 秀子	13	大和田 耕一
2	太田 昭司	8	倉科 栄司	14	北澤 禎二郎
3	山本 みゆき	9	服部 久子	15	太田 伸子
4	降旗 達也	10	矢口 稔	16	丸山 勇太郎
5	大和 幸久	11	平林 寛也	17	宮澤 正廣
6	平林 英市	12	矢口 あかね	18	猪股 充拡

正・副連合長、広域連合出席職員名簿

役 職	所 属	氏 名
広域連合長	大町市長	牛越 徹
副広域連合長	池田町長	甕 聖章
〃	松川村長	平林 明人
〃	白馬村長	下川 正剛
〃	小谷村長	中村 義明
広域連合職員	会計管理者（大町市会計管理者）	西澤 美千夫
〃	事務局長	傘木 徳実
〃	消防長	降旗 寛次
〃	消防本部総務課長	勝野 一徳
〃	消防本部総務課長補佐兼庶務係長	山岸 賢司
〃	消防本部総務課長補佐兼警防係長	郷津 純治
〃	消防本部総務課長補佐兼警防係長	細川 彰夫
〃	消防本部総務課長補佐兼予防係長	山本 智通
〃	総務課参事（広域連携担当）	小泉 寛
〃	総務課長	江津 文人
〃	総務課総務係長	西澤 喜吉
〃	総務課企画財政係長	飯島 伸幸
〃	総務課エコパーク管理係長兼施設整備推進係長	松澤 泉
〃	総務課長補佐兼土木振興係長	北澤 尚泰
〃	介護福祉課長	西山 孝
〃	介護福祉課長補佐兼介護保険係長	麻田 俊一
〃	介護福祉課審査係長	内藤 由紀
〃	鹿島荘所長	丸山 純生
〃	虹の家事務長	竹本 明信
〃	議会事務局	勝野 広幸
〃	〃	西澤 崇
〃	〃	宮嶋 久美
〃	〃（書記）	横川 拓巳
〃	〃（書記）	三原 和樹

令和2年 2月13日
開会 午前10時00分

○議長（中牧盛登君） おはようございます。ただいまから北アルプス広域連合議会令和2年2月定例会を開会いたします。

本日の出席議員は、18名全員であります。

よって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

続いて、理事者等の欠席、遅参等については、事務局長の報告を求めます。

事務局長。

○事務局長（傘木徳実君） 報告いたします。連合長、副連合長、監査委員は全員出席をしております。以上でございます。

○議長（中牧盛登君） これより、本日の会議を開きます。

日程第1「会議録署名議員の指名」

○議長（中牧盛登君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、連合議会の会議規則第109条の規定により、議長において、8番倉科栄司議員、9番服部久子議員を指名いたします。

日程第2「会期の決定」

○議長（中牧盛登君） 次に、日程第2「会期の決定」を議題といたします。

本2月定例会の会期等議会運営につきましては、去る2月6日に議会運営委員会を開催願ひ、ご審議を願っておりますので、議会運営委員長に報告を求めるといたします。

議会運営委員長。

〔議会運営委員長（北澤禎二郎君）登壇〕

○議会運営委員長（北澤禎二郎君） おはようございます。去る2月6日、議会運営委員会を開催し、本2月定例会の会期日程等について審議をしておりますので、審議の概要についてご報告いたします。

本定例会の会期は、本日2月13日と明日14日の2日間であります。本定例会に付議されております案件は、報告案件4件、事件案件2件、条例案件3件、予算案件11件の計20件であります。各議案につきましては、委員会に付託し、委員会審査を経て委員長報告、質疑、討論を行い、採決を行うことといたします。

また、2日目の本会議終了後に、全員協議会の開催を予定しております。議会運営委員会では、これを了承しております。

審議の概要は以上であります。よろしくご賛同のほどをお願いいたします。

○議長（中牧盛登君） ただいまの議会運営委員長報告に対し、ご質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期につきましては、議会運営委員長報告のとおり、本日2月13日から明日2月14日までの2日間とし、議会運営につきましても、報告どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日と明日の2日間と決定をいたしました。

日程第3 広域連合長のあいさつ

○議長（中牧盛登君） 次に、日程第3「広域連合長のあいさつ」を受けることといたします。

広域連合長。

〔広域連合長（牛越徹君）登壇〕

○広域連合長（牛越徹君） 本日、ここに広域連合議会2月定例会が開催されるにあたり、一言ごあいさつを申し上げます。議員各位には何かとご多用の中にもかかわらず、ご参集いただき、厚く御礼申し上げます。

はじめに、国における新年度の地方財政計画では、地方交付税を本年度と比較し4,073億円増額し、16兆5,882億円としております。これは、社会保障関係費の伸びなどにより、地方自治体の財政需要が膨らむため、2年連続して増額となったもので、一般財源総額でも63兆4,318億円となり、7,246億円が増額され、過去最高となりました。

また、地域社会の維持・再生に取り組むための新たな歳出項目として、(仮称)地域社会再生事業費が4,200億円計上され、人口減少や高齢化などに対応した地域社会の維持再生に向け、自治体の自主的、主体的な取組みが求められております。

県における新年度予算案は、総合5か年計画「しあわせ信州創造プラン2.0」に位置付けた施策を本格的に展開し、着実な推進を図るために編成したとされております。この計画に盛り込まれております当圏域の北アルプス地域計画には、様々な施策が掲げられており、広域連合としましても施策の推進に向け、圏域5市町村とともに、地域振興局をはじめ県の機関との一層の連携を図ってまいります。

また、地域高規格道路松本糸魚川連絡道路につきましては、昨年12月に、大町建設事務所により、大町市街地区間の東・中央・西の3つのルート帯案を比較した評価結果について説明会が行われ、寄せられた意見などを基に、今月中には最適ルート帯案が絞り込まれ、公

表されることになっております。当地域にとりましては、観光の振興をはじめ、産業経済の発展や圏域住民の皆様の利便性の向上、さらには救急搬送や災害時における緊急輸送のための、いわば「命をつなぐ道」でもあり、この松本糸魚川連絡道路が早期に実現できますよう、事業着手に向けて関係団体とともに取り組んでまいります。

広域連合の新年度予算につきましては、市町村財政担当課長で構成する幹事会や副市町村長会議で精査した後、正副連合長会議における協議を経て編成いたしました。一般会計予算は、総額で22億6,224万円余となり、平成29年から延期しておりました、白馬リサイクルセンター建設工事の再開や、消防はしご車の更新などから、前年度比33.0パーセントの大幅な増加となっております。特別会計におきましては、5会計で総額72億878万円余を計上しており、前年度比2.8パーセントの減少となりました。

以下、当面する主な事業の取組み状況及び新年度の主な施策の概要につきまして、順次、ご説明申し上げます。

はじめに、第5次広域計画の策定について申し上げます。

広域計画は、地方自治法の規定により広域連合に策定が義務づけられており、令和2年度から5年間を期間とする第5次計画について、関係市町村と県の現地機関から協力をいただき、5つの部会と計画策定委員会で協議を行い、策定作業を進めてまいりました。計画の内容は、高齢化や人口減少がいつそう進む中、介護保険における地域包括ケアシステムの構築、消防防災、広域的なごみ処理の推進などの広域的課題に対し、圏域を挙げて対応するもので、計画に定める基本的な方針や施策に基づき、広域連合と関係市町村が密接に連携、協力して地域の発展を目指すとしております。この内容につきましては、11月定例会全員協議会におきまして、計画の素案をご説明申し上げ、ご意見をいただいたところではありますが、その後、住民の皆様からの意見募集を経て、計画案として本定例会に上程しております。

次に、北アルプス連携自立圏について申し上げます。

本年度事業の取組みのうち、若者交流・結婚支援の分野では、市町村、広域連合、県現地機関の若手職員で組織するプロジェクト実行委員会の企画運営により、10月に小谷村の野外アクティビティを会場として交流会を、また、12月には池田町交流センター「かえで」においてクリスマスパーティーを開催し、圏域内外から延べ約130人の若者が参加し、交流を楽しんでいただきました。これまでのイベントで知り合った方々の中からは結婚に結び付いたケースも出ており、今後も一層、圏域市町村が一体となって若者の交流を活発にし、地域への愛着を高め、大北地域で家庭を営み、活躍する人材が増えていくことを期待するところでございます。この他の事業につきましても、それぞれ広域連携課題別専門部会が中心になり、事業の進捗管理及び実施結果の検証を行うことといたします。

また、現行の連携ビジョンの計画期間が本年度をもって終了いたしますことから、令和2年度から6年度までの5年間を計画期間とする、第2期連携ビジョンの策定作業を進めており、人口減少が進む地域の活力創出に引き続き取り組むとともに、新たな時代の課題、圏域

共通の課題の解決に向けた検討を行ってまいります。令和2年度以降の取組みにつきましては、本定例会の全員協議会においてご説明申し上げることとしております。広域連合としましては、連携自立圏の各事業が着実かつ効果的に推進できますよう、広域連携の橋渡し役を努めてまいります。

次に、一般廃棄物処理事業について申し上げます。

白馬村に建設する白馬リサイクルセンターの整備につきましては、建設予定地であります八方地区共有地の持ち分移転登記が完了したことに伴い、現在、村において地権者との間で用地契約に向けて所要の調整が進められております。これを受け、広域連合としましても、実施設計における単価の見直しを行い、新年度に施設建設工事に着手できますよう準備を進めております。なお、3市村の資源物等につきましては、現在、北アルプスエコパーク、大町リサイクルパーク及び白馬山麓清掃センターの3施設におきまして、円滑な受入れを継続しております。

また、エコパークにおける一般廃棄物の処理状況につきましては、4月から12月までの可燃ごみの搬入量は、大町市が5,932トン、白馬村が1,998トン、小谷村が557トンの合計8,487トンで、1日当たりの平均搬入量は34.5トンとなっております。この期間における焼却量は、8,351トン、1日平均33.0トンで、搬入量に対する焼却率は、98.4パーセントと順調な運営を維持しております。

一方、エコパークの本格稼働後の2年間は、工事請負契約に基づく瑕疵担保期間として、施工業者が点検とメンテナンス、補修等を実施しておりますが、本年7月末でこの期間が終了し、8月以降は広域連合による点検、メンテナンスに移行することとなります。今後は、計画的な機械・設備の更新などが必要となり、整備費用も徐々に増嵩してまいりますことから、複数年契約や長期包括契約などについて検討を行い、運営に要する経費の縮減に努めるとともに、適時修繕を実施することにより施設の長寿命化を図ってまいります。

今後も引き続き、3市村と連携して分別収集の徹底やリサイクル化を進め、循環型社会の形成に寄与するとともに、適切かつ安全な施設の運営に努めてまいります。

次に、消防関係について申し上げます。

昨年中の火災件数は、前年より8件増の23件で、このうち住宅等の建物火災が14件、2人の方が亡くなられ、1人が負傷しております。火災や地震等の災害から人的被害の軽減を図るため、管内各地で実施しております防災訓練には、多くの地域住民の皆様にご参加いただいております。今後も、引き続き地域防災力の向上に努めてまいります。また、計画的な消防資機材の整備を図るため、大町消防署に配備しておりますはしご車を更新することとし、所要額を新年度予算に計上いたしました。

救急出動件数は3,457件で、前年より40件減少したものの、平成25年以降連続して3千件を超える水準で推移しております。救急患者の救命率の向上に資するため、指導救命士の育成を図り更なるスキルアップに努め、迅速・確実な救急活動を実施するとともに、

ドクターヘリ、ドクターカーの効果的な活用に向けて、関係機関との協力体制を一層強化いたします。

なお、本年度実施いたしました高機能指令システムの部分更新及び、大町署女性専用室等の改修工事につきましては、昨年9月末をもちまして滞りなく完了いたしました。

次に、土木振興事業について申し上げます。

昨年10月の台風19号による豪雨は、県内に甚大な被害をもたらしましたが、当圏域におきましても、大町市と池田町で道路の路肩崩落が、また、地すべりが池田町で発生しました。広域連合では、被災箇所の速やかな復旧が図られますよう技術支援に努めてまいります。

次に、介護老人保健施設虹の家について申し上げます。

昨年4月から今年1月末までの入所者は、延べ14,168人で、1日平均46.3人、利用率は92.6パーセントとなっております。また、通所利用者は延べ4,158人で、1日平均20.3人、利用率は84.6パーセントとなりました。昨年同期と比較しますと、入所利用者で654人の増、通所利用者では343人の減となっております。今後も利用者確保のため、ケアマネージャーや市町村と連携を図り、利用率の向上につなげてまいります。

なお、例年冬期間は入所利用者が増える傾向にありますことから、利用者の健康管理や、インフルエンザ等の感染症予防に十分注意を払い、適切な施設運営に努めてまいります。

また、平成9年に開所しました虹の家は、建物の一部やエレベータなど機械設備等の経年劣化が進み、改修や設備の更新が必要な時期となっており、このため、本年度におきましては、大規模改修に向けて計画を策定してまいりました。新年度では、建築基準法等関係法令に基づき、施設・設備の大規模改修にかかる実施設計を行い、計画的な改修等により、施設機能の維持を図ることといたします。

次に、介護保険事業について申し上げます。

第7期介護保険事業計画は、本年度で2年が経過いたしますが、この間のサービス給付費等の状況は、計画した給付額の概ね98パーセント程度の水準で推移しております。今期の計画で予定しておりました、北部地域での小規模多機能型居宅介護施設の整備につきましては、公募を実施しましたが、施設整備を希望する事業所が現われなかったことから、今計画期間中における整備を見送ることとなりました。この施設を含め次期計画でのサービス基盤の整備につきましては、被保険者のニーズ等を勘案し、介護保険事業計画作成委員会におきまして検討を進めてまいります。

また、今期計画で重点施策に位置付けております生活支援体制の整備につきましては、北アルプス買い物サポート事業を平成30年11月から実施しておりますが、事業開始から昨年11月末までに、129人に登録いただき、うち65人の方に延べ391回利用いただいております。引き続き、この買い物サポートサービス事業を含め、介護予防や日常生活の支援体制の整備などの事業を積極的に推進し、地域包括ケア体制の構築を図ってまいります。

新年度におきましては、令和3年度から5年度を計画期間とする第8期介護保険事業計画

を作成することとしており、作成にあたり、昨年11月に第1回の作成委員会を開催して、27名の作成委員をご委嘱申し上げたところであります。また、本年度実施いたしました高齢者実態調査には、2,486人の皆さんに調査を依頼し、2,111人から回答をいただきました。計画の作成にあたりましては、この実態調査を分析し、高齢者のニーズと課題を的確に把握し、計画に適切に反映できますよう努めてまいります。

全国的に、人口減少、少子高齢化が進む中、介護サービスを取り巻く状況は、日々変化し続けております。こうした社会情勢の変化に柔軟に対応しつつ、高齢者の皆さんが、住み慣れた地域で安心して生活できますよう、引き続き、介護保険の円滑な運営に力を尽してまいります。

次に、平日夜間救急医療について申し上げます。

小児科・内科急病センターの先月末までの利用状況は、昨年春から秋にかけて、当圏域内で感染症の流行が比較的少なかったことなどから、診療日数238日、受診者は延べ320人、1日当りの患者数は1.4人となっており、受診者のうち小児患者は163人で、全体の50.9パーセントを占めております。昨年11月からは、圏域内でもインフルエンザの流行が始まり、12月には受診者が1日8人にも上る日があり、日々の受診者数は感染症の流行などにより大きく変動するため、引き続き小児初期救急医療体制の維持に努めるとともに、市町村と連携し、広報紙等により急病センターの周知を図ってまいります。

次に、養護老人ホーム鹿島荘関係について申し上げます。

鹿島荘の措置入所者につきましては、今月1日現在、定員の50人が入所しております。また、生活短期宿泊事業は、4人が利用しており、引き続き管内市町村との連携により、入所者の確保に努めてまいります。

また、ひだまりの家には、定員の9人が入所しており、鹿島荘とともに、入所者の高齢化が一層進んでおりますことから、感染症対策や温度調節などの居住環境の管理に十分注意を払い、明るい家庭的な環境のもとで、日常生活を営むことができますよう努めてまいります。

以上、本年度の主な事業の進捗状況と新年度における取組みについて申し上げます。今後も引き続き、圏域の発展と住民福祉の増進に取り組んでまいりますので、議員各位並びに住民の皆様のご理解、ご協力を賜りたいと存じます。

本定例会にご提案申し上げます案件は、報告案件4件、事件案件2件、条例案件3件、予算案件11件の合計20件でございます。それぞれの議案につきましては、上程の際に説明いたしますので、よろしくご審議の程お願い申し上げます。ありがとうございました。

日程第4「北アルプス広域連合選挙管理委員及び同補充員の選挙」

○議長（中牧盛登君） 次に、日程第4「北アルプス広域連合選挙管理委員及び同補充員の選挙」を行います。

お諮りいたします。

本選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦により行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推薦によることに決しました。

続いてお諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することといたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

それでは最初に、北アルプス広域連合選挙管理委員を指名いたします。

選挙管理委員に、平林昭喜氏、中西滋氏、石田光洋氏、小林豊美氏の以上4名を指名いたします。

お諮りいたします。

議長においてただいま指名いたしました選挙管理委員を、当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました、平林昭喜氏、中西滋氏、石田光洋氏、小林豊美氏、以上4名の方が選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員補充員を指名いたします。

選挙管理委員補充員に、補充順位1位に片瀬章寛氏、同じく2番に下村祥子氏、同じく3番に峯村定基氏、同じく4番に中川洋一氏を指名いたします。

お諮りいたします。

議長においてただいま指名いたしました選挙管理委員補充員を、当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしましたとおり、補充順位1位に片瀬章寛氏、同じく2番に下村祥子氏、同じく3番に峯村定基氏、同じく4番に中川洋一氏、以上の方が順位のとおり選挙管理委員補充員に当選されました。

日程第5「議案の上程、説明、質疑、委員会付託又は討論、採決」

○議長（中牧盛登君） 次に、日程第5「議案の上程、説明、質疑、委員会付託又は討論、採決」

を行います。

報告第1号から報告第4号までは、令和元年人事院勧告に伴う人件費補正が主な内容であります。

この取扱いについてお諮りいたします。

報告第1号から報告第4号までを一括して議題とし、順次説明を受けた後、各報告について、それぞれ質疑及び採決を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、そのように取り扱ってまいります。

報告第1号から報告第4号までの4報告について、説明を求めます。

事務局長。

[事務局長(傘木徳実君)登壇]

○事務局長(傘木徳実君) ただいま議題となりました「専第8号令和元年度北アルプス広域連合一般会計補正予算(第4号)」から「専第11号令和元年度北アルプス広域連合老人福祉施設等事業特別会計補正予算(第3号)」までにつきまして、地方自治法第179条第1項に基づき、令和元年12月17日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により、承認をお願いするものでございます。

今年度の人事院勧告に伴い、給料の平均0.1パーセントと賞与0.05月分の増額改定が行われ、広域連合が準拠する大町市の職員の給与条例の改正が議決されたことを受け、年内支給を行うため、12月17日付けで専決補正を行ったもので、以下、特別会計も同様でございます。

まず、報告第1号一般会計では、歳出のみの補正で予算の総額に変更はございません。

6ページの歳出をご覧ください。款2項1目1一般管理費30万1千円の増は、節2給料、節3職員手当等、節4共済費では人事院勧告に伴う人件費の増であり、職員6名分と節19負担金補助及び交付金では、派遣職員4名分でございます。款4項1目2ごみ処理広域化推進費2万2千円の増は、同じく職員1名分でございます。款4項1目3廃棄物処理費4万3千円の増は、同じく職員1名分と派遣職員2名分でございます。款5項1目1常備消防費152万4千円の増は、同じく職員92名分でございます。款6項1目1土木事業費7万1千円の増は、同じく職員2名分でございます。

8ページをご覧ください。款8予備費196万1千円を減額し、財源としております。

10ページからは、給与費明細書でございます。

次に、報告第2号 介護老人保健施設事業特別会計では、同様に歳出のみの補正でございます。

6ページの歳出をご覧ください。款1項1目1介護老人保健施設事業費42万6千円の増は、節2給料、節3職員手当等、節4共済費は、人事院勧告に伴う人件費の増であり、職員

12名分でございます。節13委託料は、大町病院への委託料の増であります。款2予備費42万6千円を減額し、財源としております。

8ページからは、給与費明細書でございます。

次に、報告第3号介護保険事業特別会計では、同様に歳出のみの補正でございます。

6ページの歳出をご覧ください。款1項1目1一般管理費18万円の増は、節2給料、節3職員手当等、節4共済費は、人事院勧告に伴う人件費の増であり、職員6名分と節19負担金補助及び交付金は、派遣職員1名分でございます。款6予備費18万円を減額し、財源としております。

8ページからは、給与費明細書でございます。

次に、報告第4号 老人福祉施設等事業特別会計でございますが、同様に歳出のみの補正でございます。

6ページの歳出をご覧ください。款1項1目1管理費14万3千円の増及び項2目1ひだまりの家管理費2万6千円の増は、いずれも節2給料、節3職員手当等、節4共済費は、人事院勧告に伴う人件費の増で、職員9名分でございます。款3予備費16万9千円を減額し、財源としております。

8ページからは、給与費明細書でございます。

以上、報告第1号から報告第4号まで、併せてご説明申し上げましたが、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中牧盛登君） 説明が終わりました。はじめに、報告第1号について、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

報告第1号を報告どおり、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって、報告第1号「令和元年度北アルプス広域連合一般会計補正予算（第4号）」は、報告どおり承認されました。

次に、報告第2号について、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

報告第2号を報告どおり、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって、報告第2号「令和元年度北アルプス広域連合介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第3号）」は、報告どおり承認されました。

次に、報告第3号について、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

報告第3号を報告どおり、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって、報告第3号「令和元年度北アルプス広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」は、報告どおり承認されました。

次に、報告第4号について、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

報告第4号を報告どおり、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって、報告第4号「令和元年度北アルプス広域連合老人福祉施設等事業特別会計補正予算（第3号）」は、報告どおり承認されました。

次に、議案第1号「北アルプス広域連合広域計画の変更について」を議題とし、提案理由の説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長（傘木徳実君）登壇〕

○事務局長（傘木徳実君） ただいま議題となりました議案第1号「北アルプス広域連合広域計画の変更について」、提案理由の説明を申し上げます。

広域計画は、地方自治法第291条の7の規定に基づき策定するものであり、広域連合が掲げる目標や事務処理の方針を具体的に示し、広域連合や関係市町村が事務を行っていくための指針とするものがございます。

お手元にお配りいたしました議案説明資料1ページから8ページを併せてご覧ください。平成12年度に設置されました当広域連合は、本年度で20年目となり、現計画を見直し、第5次計画として、令和2年度から6年度までの5か年の計画を策定したものでございます。

本計画では、基本構想において、大北地域の将来像を「雄大な北アルプスと共に活力と夢あふれる心豊かな地域を目指して」とするとともに、広域連合規約第5条に規定されている18分野27項目の事務事業を「基本計画」として位置付け、関係市町村の施策等と調和が

保たれたものとするため、関係市町村や北アルプス地域振興局の協力を得ながら、計画策定委員会及び課題別部会5部会において内容の検討を重ね、計画策定を行ってまいりました。昨年の11月定例会全員協議会では、素案についてご説明させていただき、議員各位からいただいたご意見を、計画策定に反映いたしました。

また、住民の皆さまからご意見をいただくため、住民意見募集を11月22日から12月23日までの32日間実施しましたところ、1件のご意見を頂戴し、広域連合としての考え方をホームページで公開いたしました。

今回策定しました本計画に基づき、広域連合と関係市町村が互いに協力して事務を行い、引き続き、大北地域の一体的な発展を目指してまいります。

以上、ご説明申しあげましたが、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中牧盛登君） 説明が終わりました。本案について、ご質疑はございませんか。

大和幸久議員。

○5番（大和幸久君） 2点ほど質問したいと思います。1点目は4ページですけれども、ここでは、SDGs（持続可能な開発目標）を、この計画には取り入れるということで説明がされています。マークはあちこちに付いているのですが、具体的にこの計画の中で、どのように具体化されているのか、文章を読んでもその辺があまり理解できないのですが。具体的に7ページの基本計画の中では、目標のうち、16と17が載っています。これはどのような関連性があるか、この経緯等で位置付けられているのか、一例として説明いただきたいと思います。

2点目は、10ページの現状と課題、連携自立圏の関係で位置付けがされておりますけれども、10ページのところで、(2)のところでは、北アルプス連携自立圏等の広域連携を活用することが必要となっておりますという結論付けをされておりますが、どういう根拠で何が必要となっているのか、もう少し詳しい説明をお願いしたいと思います。(3)の今後の方針と施策で、より効果的な対応方法を検討する状況も想定されているという表現がありますが、具体的にはどのようなことから想定されているのか、その根拠について説明いただきたいと思います。

3点目につきましては、9ページのところで、北アルプス連携自立圏の図式がありますけれども、なぜこれが大町市とそれぞれの町村との協約になるのか。本来であれば、5市町村対等、平等の協約というのが本来の筋ではないのかと私は考えるのですが、それぞれ大町市との協約になっている根拠について、改めて説明いただきたいと思います。以上です。

○議長（中牧盛登君） 企画財政係長。

○企画財政係長（飯島伸幸君） ただいまのご質問についてお答えいたします。私からは、1点目と2点目についてお答えをしたいと思います。

まず、SDGsの関係でございます。SDGsは2015年の国連サミットで加盟国全会一致で採決された17のターゲットでございます。誰一人取り残さないという目標、これを

実現させるためには、国レベルだけでなく、地域レベルにも落とし込んでいく必要があると考えたところでございます。

また、策定委員会の協議の中で、関係市町村や長野県が近年策定いたしました総合計画の中には、このSDGsが盛り込まれているとのことでございます。広域計画は、こういった計画と調和を保つ必要がございますので、今回取り入れたところでございます。そういう意味で、広域連合で担っている事務につきましても、直結しない部分もあるかとは思いますが、世界標準でありますSDGsを意識して進めていく中で、より良い未来、地域となるよう貢献できるよう計画に取り入れたところでございます。

また、一例ということで、7ページの大北地域の広域行政の推進に関することという部分で、2点ほど関連があると思われるSDGsを挙げさせていただいたわけでございますが、16、17につきましては、大北地域の広域行政の推進に関することということは、広域連合の基本的な部分でございます。そういった部分で、16、17、「平和と公正をすべての人に」「パートナーシップで目標を達成しよう」という目標につきましては、広域連合の根幹をなすものではないかということで、この2点を含ませていただいたところでございます。

2点目のご質問といたしまして、10ページの部分でございます。北アルプス連携自立圏等の広域連携を活用することが必要となっているという部分でございますが、こちらにつきましては、共同実施が効果的、効率的な施策につきましては、広域連合ですとか、北アルプス連携自立圏、様々な連携の仕方というものがございます。それを必要に応じまして、最適なものを選んでいく、そういった中で、広域連合が実施主体となるのか、市町村が実施主体となって進めていくのか、いろいろな可能性を探りながら広域的な課題に取り組んでいきたいというところで、こういった記載とさせていただきました。私からは以上でございます。

○議長（中牧盛登君） 総務課参事。

○総務課参事（小泉寛君） それでは、私は、3点目の新たな広域的課題や事務事業が発生した場合に、想定されることということについてのご質問にお答えします。

例えば、森林管理の関係で言いますと、森林経営管理法が新しくできて、新たな森林管理のシステムができたところがございますけれども、例えば、そういったものをこの圏域全体でどうやって取り組もうかという話し合いが、地域振興局、それから圏域の林務担当課で行われておりますけれども、そういった中で、どういった仕組みが必要かというようなことが検討されております。その中で、令和2年度以降に、例えば、森林基本の情報をみんなで整理しようといったことなど、そういった取組みをどこでやろうかということですが、これは、広域連合に全部移管するという事業ではございませんので、市町村が連携してやろうではないかということで、連携自立圏の取組みに加えていこうかというような話し合いももたれたりしているところでございます。

また、病児保育等につきましても、圏域全体でどうやって取り組もうかという話し合いを平成28年度以降続けておりますけれども、そういった中で、これも広域連合に移管するも

のではなく、やはり市町村の事業として実施するべきものだろうということで、連携自立圏の取組みに入っているということで、その事業の内容に応じて、その仕組みを検討しているところでございます。

続いて、4点目の協約の締結についてですけれども、1対1の協約ということでございませぬけれども、こちらはもともと地方自治法の制度の中で、協約は1対1で締結することとされております。ただ、重層的な構造を用いることで、圏域としての効果を発揮できるということで、こちらにつきましては、定住自立圏、連携中枢都市圏につきましても、このような形をとっております。木曾地域につきましては、中心になる市がないということで、全体で結ぶという形をとっておりますけれども、こういった形で、柔軟な連携をする仕組みとして、大町市が中心となって、各町村と協約を締結しているところでございます。以上でございます。

○議長（中牧盛登君） 大和幸久議員。

○5番（大和幸久君） 広域計画の細かい施策、具体的に今後、実施計画で出てくれば、このSDGsの具体的な反映がどういうものなのか見ていける可能性もあるかと思うのですが、今の説明の中でも、結局、理念しか載っていないで、これがどう具体化されるのかというのが一番重要な問題だと思います。ただ、大前提として、国の方針で、このSDGsを取り入れるというような経過があったかのように聞いておりますけれども、国自身がこのSDGsの取組みでは、核兵器禁止条約を結ばないとか、原発の開発を今まで以上に進めるとか、石炭火力を推進する等ですね、国自身がこのSDGsの取組みとは、まったく放言の施策をとっていると、これが一番の矛盾かと思います。こういう現況の中で、本当にSDGsが進められるかどうか、極めて疑問視されるところでありますけれども、そういった中で、具体的にこれを施策に落とししていくというのが今後の作業ですけれども、実施計画の中では、具体的な作業が進められるのかどうか、改めて説明いただきたいと思います。以上です。

○議長（中牧盛登君） 企画財政係長。

○企画財政係長（飯島伸幸君） ただいまのご質問にお答えいたします。実施計画は、広域計画策定後、毎年度、具体的な事業費等を盛り込みながら作成しております。その中でも、こちらの基本計画にあります施策とともに、SDGsについても意識した取組みを進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（中牧盛登君） よろしいですか。平林英市議員。

○6番（平林英市君） 33ページの鹿島荘の今後の方針と施策についてですけれども、11月の全協でも話があったのですが、この中では、要介護認定者のニーズに応えると書いてあるんですね。鹿島荘そのものは措置制度でずっと来ているわけです。それを介護保険に半々に入れると書いてあるのですが、これは何の目的でそのようにしていくのか、国からの指示があったのか、介護保険にしてどのようなメリットがあるのか、その辺がはっきりとわからないのですが、それを教えていただきたいと思います。

○議長（中牧盛登君） 鹿島荘所長。

○鹿島荘所長（丸山純生君） ただいまの質問にお答えいたします。まず、要介護者のニーズという面ですが、今、鹿島荘には、要介護認定を受けている方が12名、その他にも多くの状態からして認定を受けられる方がいらっしゃいます。したがって、介助の量につきましても、養護老人ホームという中では、重い介護を行うような形になっております。したがって、介護保険の指定を受けることにより、より適正な人員配置、人員配置基準によりまして、今よりも看護師1名、介護者1名、ケアマネジャー1名というような人員の確保が必要になってきております。これによりまして、より手厚い介助を期待できるということで、それがメリットになるのではないかと考えております。以上です。

○議長（中牧盛登君） 平林英市議員。

○6番（平林英市君） 言っている意味はよくわかるし、いずれにしても、介護保険に負担が入ってくるわけですから、今言ったようにニーズに応えることができるのかと、ここが質問なのですけれども。特に負担割合、ここにも書いてありますように、1割から3割とありますけれども、私は、比較的低所得者があるので、2割、3割の必要はないと思うんですね。ほとんど1割だとは思いますが、この負担をどう解消していくのか、本当に払えなくて退所を迫られる実態が出てくるのではないかと、これが非常に心配になるのですが、この辺は基本的に、連合長はどのような考えを持っておられますか。お伺いいたします。

○議長（中牧盛登君） 広域連合長。

○広域連合長（牛越徹君） まず、ご理解いただきたいのは、この鹿島荘は、いわゆる介護老人施設ではございません。老人ホームということで、もともとそこに介護は、当然のように適用される施設ではなく、しかしながら一方で、入所者が徐々に高齢化している、その中で要介護認定を受けた方々には、介護保険を適用する、こういう仕組みになっている、これをまずご理解いただきます。これ以外では、いわゆる措置によるものです。要介護認定者につきましても、施設内の、あるいは施設外の様々な介護保険のサービスを受ける、そういうことでバランスを取っているわけでございます。そうした中で、在宅であっても、こうした老人ホーム、いわゆる老人福祉施設の入所者であっても、それは負担関係には大きな差異というものはないと考えております。

○議長（中牧盛登君） よろしいですか。他にありませんか。

矢口稔議員。

○10番（矢口稔君） 1点お伺いいたします。21ページの広域的なごみ処理の推進に関することについてであります。毎年、予算上ではごみ処理の費用が計上されているわけですが、ご存じのとおり、池田町、松川村は、穂高広域施設組合のほうに、ごみ処理はお願いしているわけですが、その中で、考え方の確認をさせていただきたいのですけれども、今年予算案も一般会計において、約3億円弱のリサイクルセンターの建設の予算が上がってきております。その中で、池田町、松川村の立ち位置ですね、もちろん予算の負担は

ないわけでございますけれども、しかしながら、この場において、議決のときには手を挙げなくてはいけないということで、我々の町村の議会の中でも、果たしてどういった対応ができるのであろうか、この予算案について、分母の1人となっていないのではないかと議論も生まれてきております。そんな中で、広域的なごみ処理の推進、このものについては異論はないわけですが、仕組みが若干違い、また、予算も大きな予算が計上されているところにつきましては、どのような立ち位置で私たちは臨めばいいのか、また、町村としてどのように市町村長の中で話し合い等がなされているのか、その点がわかれば教えていただきたいと思っております。以上です。

○議長（中牧盛登君） 広域連合長。

○広域連合長（牛越徹君） ただいま議員からは、一般廃棄物処理に関する広域ごみ処理についての議会議員としての立場、立ち位置というお話でございます。非常に難しいことであります。

まず、広域連合は5市町村が共同で処理する事務について、それぞれの議会の議決をいただいて広域連合の事務としております。この広域ごみ処理につきましては、北部の3市村、大町市、白馬村、小谷村、3市村のみの連携になるということになります。これは様々な経緯があって、当初、広域ごみ処理計画自体は、5市町村が共同で検討を始めた中で、すでに先行している南部、池田町、松川村については、すでに形成しているごみ処理組合において、事務を継続するというので、残りの3市村が現在広域連合の事務として、3つの市村だけがこの事務を共通で担うということになっております。

一方で、議員の選出というのは、それぞれの選出母体であります市町村を代表する立場にはありますが、ちょうど国会議員がそれぞれの選挙区に分かれて選出されながら、国政という大きなテーマでは、共通の基盤に立ってご議論いただき、そしてご審議いただき、さらには議決権を行使していただいております。広域連合も考え合わせますと、そうした考え方に沿って、それぞれの市町村の議員としての立場もありながら、広域行政の中で、事務自体は北部3市村で行っておりますが、いわゆる選挙区という概念を離れて、それぞれの広域事務について、ご協議、ご審議、さらには議決をいただきますよう、そんな立場で取り組んでいただければ幸いと存じます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（中牧盛登君） よろしいですか。服部久子議員。

○9番（服部久子君） 47ページをお願いします。福祉施設の建設に対する方針なのですが、介護老人ホームというか、施設に入りたいという方が、常に数百人待っておられます。ここには、民間施設の建設についての広域連合の支援ということを書いているのですが、広域連合が介護保険の介護施設を直接建てるということの方針というのはないのでしょうか。

○議長（中牧盛登君） 事務局次長。

○事務局次長（西山孝君） ただいまのご質問にお答えいたします。施設整備につきましては、圏域の中でご協議いただいて、広域連合の補助金交付規則に基づきまして、福祉施設につき

ましては、5パーセントの補助を現在出しているところでございます。介護施設を広域連合が持たないのかという点でありますけれども、その点につきましては、当初、基盤がない時代、例えば、介護老人保健施設虹の家の関係なのですけれども、それにつきましては、民間で建てる業者の方がいなかったということがありまして、官で建てざるを得ないという状況の中で、相談によって建設になったという状況でございます。基本的には、この項目で言っていることにつきましては、補助制度によって民間業者の方々が、建設に携わっていただく形の補助制度を持っているということをお願いしたいと思います。以上でございます。

○議長（中牧盛登君） 服部久子議員。

○9番（服部久子君） 高齢化が進んでおりまして、いよいよ介護施設に入りたい方、待ってられる方がこれから増えてくると思います。民間業者さんもなかなか手を挙げてもらえないと、広域連合の介護の施策が後退することになるかと思うのですが、民間を待っていないで、積極的に介護施設、福祉施設を建設することを、県とか国の補助もあるかと思うのですが、それをぜひやっていただければと思うのですが、連合長のご意見をお願いいたします。

○議長（中牧盛登君） 広域連合長。

○広域連合長（牛越徹君） 議員からは、介護保険の主体者として、サービス供給の面でも、例えば、介護福祉施設等を整備すべきというご主張でございます。現在、民間サービスがいきわたっている分野では、公共から民間にもメリットを活かせるような場合には、移管しているというのが、公共サービスの現在の趨勢であります。そうしたことから、この介護保険につきましては、まず、介護保険の運営主体として広域連合が公的の役割を担う、一方で、サービスを提供する基盤といたしましては、第一に民間事業者が、柔軟に、あるいは弾力的な運営をすることを前提としてサービスを提供する、そうした基盤をこれまでも推進してきました。これからも、やはり初期投資においても巨大な財政負担が、また、それを運営する上においても、様々な運営にあたりましての制約がある中で、運営よりも、柔軟な人的配置、物品の調達、あるいはサービスの供給そのものについても、柔軟な運営がより幅広く対応できる、そんな民間のサービスに期待をするところでございます。以上です。

○議長（中牧盛登君） よろしいですか。他にありませんか。

お諮りいたします。

この辺で質疑を終結することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第1号は、総務常任委員会に付託いたします。

日程第5の途中でありますので、ここで11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前11時02分

○議長（中牧盛登君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第5の議事を継続いたします。

議案第2号「長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について」を議題とし、提案理由の説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長（傘木徳実君）登壇〕

○事務局長（傘木徳実君） ただいま議題となりました議案第2号「長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について」、提案理由のご説明を申し上げます。

お手元に配付してあります議案説明資料9ページを併せてご覧ください。この度の長野県町村公平委員会共同設置規約の変更につきましては、令和2年3月31日をもって麻績村筑北村学校組合が脱退することから、地方自治法第252条の7第2項の規定により、長野県町村公平委員会共同設置規約の一部を変更するため、同条第3項の規定により構成団体の議会議決をお願いするものです。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（中牧盛登君） 説明が終わりました。本案について、ご質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第2号は、総務常任委員会に付託いたします。

次に、議案第3号「北アルプス広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定について」を議題とし、提案理由の説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長（傘木徳実君）登壇〕

○事務局長（傘木徳実君） ただいま議題となりました議案第3号「北アルプス広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定について」、提案理由の説明を申し上げます。

今回の条例制定は、現在の嘱託職員、臨時職員が本年4月から会計年度任用職員へ移行することに伴い、北アルプス広域連合の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関して必要な事項を定めるものでございます。

第1条では趣旨、第2条では会計年度任用職員の給与を定めており、大町市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の例によるものとするものでございます。第3条では委任の規定を定めており、施行期日は本年4月1日とするものでございます。

次に、議案説明資料11ページをご覧ください。北アルプス広域連合会計年度任用職員の

給与の決定及び支給等に関する条例施行規則でございます。第1条は趣旨、第2条は会計年度任用職員の給与を定めており、大町市会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則の例によるものとしております。第3条では、2号職員となった者の号給ということであります。大町市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第2条に規定されております地方公務員法第22条の2第1項第2号により採用された会計年度任用職員が該当しますが、前条の規定にかかわらず、広域連合の職種別の号給基準が必要になりますことから別表で定めるものであります。第4条は委任の規定を定めており、施行期日は本年4月1日とするものでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中牧盛登君） 説明が終わりました。本案について、質疑はございませんか。

大和幸久議員。

○5番（大和幸久君） 2点ほど質問いたします。第2条では、大町市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の例によるものとするという規程が、広域連合の条例としてもあるわけですが、なぜ例によるものとするようになったのか、この根拠について説明ください。2点目は、広域連合の場合には、賞与1.0ということですが、同じ圏域の中の町村の賞与の実態はどのようになっているのか説明いただきたいと思っております。

○議長（中牧盛登君） 総務課長。

○総務課長（江津文人君） ただいまのご質問にお答えいたします。まず、大町市の例によるということでございますけれども、北アルプス広域連合の設立は平成12年の2月でございました。その際に、例規を制定して事業に取り組んできているところでございますが、制定されました例規中に、「北アルプス広域連合の事務所の所在する市町村の例によるものとする条例」が制定されておまして、条例で別に定める事項を除くほか、当広域連合が条例で定めるべきものについては、広域連合の事務所の所在する市町村の例によるものとする、と定められております。この定めに基づきまして、新たに制定する本条例につきましても、第2条で会計年度任用職員の給与及び費用弁償については、大町市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の例によるものとするとして規定したものでございます。事務所の所在する市町村の例によるものとする条例に逸脱することはできないものと認識しているところでございます。なお、北アルプス広域連合職員の給与に関する条例も同様に、第2条において、事務所の所在する市町村の例によるものとする条例によるものとするとして規定しておりますし、また、同規則においても、同様に準用規程を設けているところでございます。

続きまして、各市町村の賞与の状況はどうかというご質問でございますが、大変申し訳ございませんが、まだ条例が可決されていない町村もございますので、幅のほうで申し上げさせていただきます。町村の賞与の月数でございますが、1.45月から2.0月までの幅でございます。それぞれ市町村の状況によって支給率が様々というところもございますので、ご理解をお願いしたいと思います。また、大町市の場合ですと、段階的に2.6

か月まで引き上げるとされておりますので、広域連合もそれに従うことになろうかと思っております。私からは以上でございます。

○議長（中牧盛登君） 大和幸久議員。

○5番（大和幸久君） 大町市の例によるという前提の条例に基づいてやっているということで、賞与の例を説明いただきましたけれども、実態的には広域連合の1.0、大町市の1.0よりも、圏内の町村のほうが賞与も1.45から2.0と桁が違うわけです。現実的にはこれは、広域等の職員の採用、臨時職員等の採用ですね、この賃金差というのは、非常に障害になっているという実態が出てきてしまうわけです。こういう一例を見ても、やはり北アルプス広域連合というのは、大町市の例による規程は、こういった給与等の関係では、現状に合わせて柔軟に対応できるように、この規程を引用しないというほうがいいと思うのですが、この点については、連合長どのようにお考えですか。

○議長（中牧盛登君） 広域連合長。

○広域連合長（牛越徹君） 給与を含む職員の勤務条件については、それぞれの地方公共団体、この管内では5つの市町村、それぞれ主体的な定めを持っております。議員がご指摘のように、どの規程を使えば有利かということだけで判断しますと、それぞれのつまみ食いのような状態になってしまう心配がございます。そこで、勤務条件に限らず様々な規程は、広域連合の事務所の所在地の大町市の例によるというのが、広域連合の規程の原則でございます。そうした中で、例えば、広域連合の正規職員は、各市町村の中で、一番比較的給与水準が高いとされる大町市の規程を準じております。一方で、会計年度任用職員も、細かく比較したわけではありませんが、正規職員のレベルに合わせた、バランスを取った会計年度任用職員の給料表であるとすれば、それは、いわゆる本給のほうは、比較的町村よりも高いという場合も出てきます。そうした中で、それぞれ一番都合のいい、あるいは職員にとって有利だという観点だけで、規程を適用するとすれば不統一な状況になりますので、どこか根本を一つにおいた上で、バランスに取れた給与体系、勤務条件の体系を設定するのが適切ではないかと考えるところでございます。以上です。

○議長（中牧盛登君） 大和幸久議員。

○5番（大和幸久君） 現況では、賞与の例を見ても、これだけ格差が出ています。トータルで比較しても大町市の職員全体が有利ということは言えないと思います。これは私も具体的には調べておりませんが、一つ言えることは、こういった臨時職員、会計年度任用職員という新しい制度に則りましたけれども、国全体の中では、ワーキングプアが問題になってきておまして、この解消には至っていないということです。地方のこれからの創生という視点から見ても、いわゆる官製のワーキングプアをどうなくしていくかという視点が、今後の地方の創生に、非常に重要な要素になってきている、こういう点から見ましたら、やはり現状では大町市の例によるということが、こういうところでは不均衡のもとになっているわけですから、広域連合は広域連合という一つの自治体という自主的な立場からですね、

こういった縛りをなくしていくことが、本当の意味でワーキングプアをなくしていくということになるかと思えます。そういった視点で、改めて検討しなおしていくということが大事かと思えますがいかがでしょうか。

○議長（中牧盛登君） 広域連合長。

○広域連合長（牛越徹君） まず、今回の1.0と設定したというのは、もちろん大町市の例によるという考え方に基づくものですが、国におきましても、今回新たにこの会計年度任用職員の制度がスタートするにあたり、1.0というものを基準とする、そんな考え方を示しております。同時に、先ほどの答弁でも申し上げましたように、今後、2.6月まで順次改善するという考え方も国において示されております。これは、地方公共団体、広域連合も同じようにこの適用を受けるわけでありますが、地方財政計画の中で、会計年度任用職員の給与水準についても、一定の交付税措置がなされます。広域連合の場合には、個々の市町村において措置されるものが、負担金の形で広域連合に納めていただくわけでありますけれども、そうした中で、地方財政計画の中では、これは具体的には、地方交付税の配分を通じて、会計年度任用職員については、1.0月を前提とした給与費の計上がなされるものと考えております。そうしたことから、私どもは国の考え方に沿って、広域連合として1.0か月を設定した上で、今後、国が財政措置の中で順次2.6月まで改善することに沿って、着実に進めてまいりたいと考えております。なお、議員のご指摘のようにワーキングプア、これは日本国経済社会全体を覆っておりますが、その中でも、公的な役割としての地方公共団体の役割というものは、十分認識しているつもりでございます。以上でございます。

○議長（中牧盛登君） 他にありませんか。

お諮りいたします。

この辺で質疑を終結することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第3号は、総務常任委員会に付託いたします。

次に、議案第4号「北アルプス広域連合職員定数条例の一部を改正する条例制定について」を議題とし、提案理由の説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長（傘木徳実君）登壇〕

○事務局長（傘木徳実君） ただいま議題となりました議案第4号「北アルプス広域連合職員定数条例の一部を改正する条例制定について」、提案理由の説明を申し上げます。

議案説明資料27ページを併せてご覧ください。今回の条例改正は、本年4月から会計年度任用職員制度の導入にあたり嘱託職員及び臨時職員が会計年度任用職員に移行するため名称を改正するものでございます。施行期日は、本年4月1日からとしております。

以上、ご説明を申し上げましたが、ご審議の上、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中牧盛登君） 説明が終わりました。本案について、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第4号は、総務常任委員会に付託いたします。

次に、議案第5号「北アルプス広域連合職員の互助団体に関する条例の一部を改正する条例制定について」を議題とし、提案理由の説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長（傘木徳実君）登壇〕

○事務局長（傘木徳実君） ただいま議題となりました、議案第5号「北アルプス広域連合職員の互助団体に関する条例の一部を改正する条例制定について」、提案理由の説明を申し上げます。

議案説明資料29ページを併せてご覧ください。今回の条例改正は、本年4月から会計年度任用職員制度の導入にあたり嘱託職員が会計年度任用職員に移行するため名称を改正するものでございます。なお、長野県市町村職員互助会の加入要件に併せて1週間の勤務時間が常勤職員の4分の3以上ということで改正しております。施行期日は、本年4月1日からとしております。

以上、ご説明を申し上げましたが、ご審議の上、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中牧盛登君） 説明が終わりました。本案について、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第5号は、総務常任委員会に付託いたします。

次に、議案第6号「令和元年度北アルプス広域連合一般会計補正予算（第5号）」を議題とし、提案理由の説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長（傘木徳実君）登壇〕

○事務局長（傘木徳実君） ただいま議題となりました議案第6号「令和元年度北アルプス広域連合一般会計補正予算（第5号）」について、提案理由の説明を申し上げます。第1条でございますが、歳入歳出予算の総額からそれぞれ4,763万1千円を減額し、総額を17億3,412万2千円とするものでございます。

8ページ、9ページの歳入をご覧ください。款1項1目1市町村負担金6,033万7千円の減は、本年度における各事業費の見込み及び確定により、それぞれ減額をするものでございます。款2項2目2衛生手数料1,150万円の増は、ごみ焼却手数料で、北アルプ

スエコパーク搬入実績によるものでございます。款8項1目1節4衛生費雑入120万6千円の増は、北アルプスエコパークの落雷による建物災害共済金150万円の増、再商品化合理化拠出金の実績による29万4千円の減によるものでございます。

10ページ、11ページの歳出をご覧ください。款2項1目3情報化推進費1,119万9千円の減は、本年度更新を行った業務システムについて、仕様の確定や新元号への対応等により、新しい機器のリース開始を年度途中からとしたこと等による、情報機器リース料の減額でございます。款4項1目3廃棄物処理費2,550万円の減は、節7賃金では、臨時職員1名分の減、節11需用費では、プラント薬品使用量と電気使用量の実績による消耗品費及び光熱水費の減、落雷によるITV修理代による修繕料の増によるものでございます。目4リサイクル推進費262万1千円の増は、節11需用費では、大町リサイクルパークのプラスチック製容器包装減容機の修理による修繕料、節13委託料は、資源物処理業務の処理単価の高騰によるものでございます。款5項1目1常備消防費714万8千円の減は、節13委託料で、女性専用室等整備改修工事に伴う工事監理業務における差金、節18備品購入費では、高機能消防指令システムの部分更新における差金によるものでございます。款6項1目1土木事業費640万5千円の減は、実績による節7賃金及び節25積立金の減額が主なものでございます。

12ページは、補正予算に伴う市町村負担金集計表になっております。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中牧盛登君） 説明が終わりました。本案について、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第6号は、総務常任委員会に付託いたします。

次に議案第7号「令和元年度北アルプス広域連合介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第4号）」を議題とし、提案理由の説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長（傘木徳実君）登壇〕

○事務局長（傘木徳実君） ただいま議題となりました議案第7号「令和元年度北アルプス広域連合介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第4号）」について、提案理由の説明を申し上げます。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ260万9千円を追加し、総額を2億8,283万7千円とするものでございます。

今回の補正は、歳入では、本年度の実績見込みに基づき、入所療養介護収入の増と居宅介護費収入の減及び施設利用料収入の増が主なものであり、歳出では、運営経費として必要な施設運営委託料の追加が主な内容となっております。

8、9ページの歳入をご覧ください。款1項1目1入所療養介護費収入200万円の増及

び項2、目1短期入所療養介護費収入330万円の増は、入所者の介護度や介護報酬改定に伴う実績見込みに基づき増額するものでございます。目2通所リハビリテーション費収入850万円の減は、各利用者の実績見込みによるものであり、秋季から冬季にかけての登録利用者の入院、体調不良や施設入所等の影響により減額見込みとなったものでございます。項3目1施設利用料収入577万9千円の増は、施設入所及び短期入所、通所リハビリテーションの利用者負担の実績見込みによるものであり、主に食費、居住費等に関するものでございます。

10、11ページの歳出をご覧ください。款1項1目1介護老人保健施設事業費、節13委託料82万8千円の増は、施設運営委託料の増であり、リハビリテーションにつきましては、昨年度から理学療法士2名体制で実施していましたが、リハビリ関連の加算要件を満たすため、業務改善委員会における大町病院との調整により、作業療法士1名を増員するものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中牧盛登君） 説明が終わりました。本案について、質疑はございませんか。

大和幸久議員。

○5番（大和幸久君） 9ページのところで今説明があったわけですが、特に通所リハビリテーションの減額が大きいわけです。若干理由は説明がされておりましたけれども、入所の増というのは報酬の増が反映されていると、それにしても、そういう中で、この850万円の減額というのは大きいと思います。今後の中で、こういった課題と改善方法が考えられるのか、改めて説明いただきたいと思います。2点目は基金の残高はいくらになるのか。もう1点は、業務改善委員会の中で、本年度の中では、検討の結果の成果というのはこういったところに表れたのか、今後の課題とその対処施策について、基本的な重要な点だけ説明いただきたいと思います。

○議長（中牧盛登君） 虹の家事務長。

○虹の家事務長（竹本明信君） ただいまのご質問にお答えいたします。まず、通所の850万円の減額でございますけれども、先ほど局長が説明いたしましたとおり、理由としては、登録利用者の入院であったり、施設入所等があったり、家庭等で体調不調によって休まれるということがあったわけでございます。現在の登録利用者でありますけれども、4月当初では75名ほどいたわけでありまして、先ほどのような入所等の関係で、現在では10名ほど減りまして、65名の登録利用者で週2、3日の形の中で運営しているところでございます。目標率から4.5パーセントほど低くなって、368名の減という形の中で計算したところでございますけれども、10月の介護報酬改定におきまして、入所、短期入所に関しましては、アップ率が高く、800円から1,000円くらいに上がっているところもありますけれども、通所リハに関しましては、190円から200円程度のアップ率という形の中で、実質、利用者の減が大きく響いて減額になったという理由でございます。

続きまして、基金の関係でございますけれども、本年度当初予算での基金の予算額につきましては、1,990万円の基金の取崩しを予定しているところでございまして、現在の状況では、2月、3月の状況もありますけれども、現状では、取崩しを行う方向で考えております。なお、取崩しについては、額が少なくなればなるほどいいと思っておりますので、職員一丸となりまして利用者の確保に努め、より良いサービス提供に努めてまいります。

それから、業務改善委員会での経過でございますけれども、いろいろな面で、大町病院や広域連合の幹部の皆さんに、それぞれ業務改善について、意見交換等をしてもらっているところであります。内容につきましては、介護医療院への変更だとか、虹の家の業務体制についてどうするのかという細かい点につきましても、検討していただいているところでございます。県の指摘にもありました、リハの体制加算についての状況を整えるために、本年1月から1名増員してもらうことになり、結果も出ておりますので、大町病院と広域連合の職員の皆さんの中で、意見が深まるような委員会となればと考えているところでございます。以上でございます。

○議長（中牧盛登君） よろしいですか。他にありませんか。

お諮りいたします。

この辺で質疑を終結することにご異議ございません。

（「意義なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第7号は、福祉常任委員会に付託いたします。

次に、議案第8号「令和元年度北アルプス広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第4号）」を議題とし、提案理由の説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長（傘木徳実君）登壇〕

○事務局長（傘木徳実君） ただいま議題となりました議案第8号「令和元年度北アルプス広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第4号）」について、提案理由の説明を申し上げます。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1億970万6千円を減額し、総額を70億5,887万9千円とするものでございます。

8ページ、9ページの歳入をご覧ください。款1項1介護保険料288万8千円の増は、介護保険料の納付区分の変更に伴う特別徴収の増及び普通徴収の減でございます。以下、款2分担金及び負担金から款8基金繰入金までは、本年度における各事業費の見込みに伴う、財源負担ルール分につきましてそれぞれ減額をするものでございます。

12ページ、13ページの歳出をご覧ください。款1項1目1一般管理費は、117万1千円の増は、介護保険業務に係る特定個人情報データ標準レイアウトに関するシステム改修業務に係る委託料でございます。款2保険給付費、項1介護サービス等諸費は、目1居宅介

護サービス給付費から目9居宅介護サービス計画給付費まで、事業費の見込みに基づき、それぞれ減額するものでございます。

16、17ページをご覧ください。項2介護予防サービス等諸費は、介護サービス等諸費と同様に、事業費の見込みに基づき、増額又は減額するものでございます。

20、21ページをご覧ください。項5高額医療介護合算サービス費につきましても、事業費の見込みに基づき増額するものでございます。

22、23ページをご覧ください。款3項1目1基金積立金は、過年度国庫補助金の再確定に伴い、財源充当されていた保険料分を介護給付準備基金への積み立てを行うものでございます。款4項2目3包括的支援事業（社会保障充実分）は、事業費の確定に伴う委託料の減、24、25ページになりますが項3介護予防・生活支援サービス事業費は、事業費の見込みに基づき、負担金の減額を行うものでございます。項6保険者機能強化推進事業費は、国庫支出金の決定に伴う財源補正でございます。

26、27ページの款6予備費につきましては、歳入歳出の調整でございます。

28ページは、補正予算に伴う市町村負担金集計表になっております。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中牧盛登君） 説明が終わりました。本案について、質疑はございませんか。

大和幸久議員。

○5番（大和幸久君） 1点質問します。22ページで基金積立金1、200万円について、過年度国庫精算分という説明がありますがけれども、具体的にはこれはどういう性格のものなのか。2点目は24ページ、地域支援事業における保険者機能強化推進事業の財源というのはどこになるのか。この2点について説明ください。

○議長（中牧盛登君） 事務局次長。

○事務局次長（西山孝君） ただいまのご質問にお答えいたします。まず、基金積立金のところで過年度国庫精算分という部分でございます。これにつきましては、前年度、保険者機能強化推進交付金、それから、介護給付費負担金等の過年度分ということで、精算分として収入しておりましたけれども、保険給付費、それから地域支援事業費の事業費の見込みによって、ルール分として、国庫、県費、市町村負担金の公費を財源充当したことに伴いまして、余剰となりました保険料相当分につきましては、今回、基金積立をお願いするものでございます。

2点目の地域支援事業における最終的な財源充当はどうかというご質問でございますが、地域支援事業につきましては、財源については二通りございまして、一つには、総合事業と総合事業以外というように区分されます。総合事業のほうにつきましては、国が25パーセント、県が12.5パーセント、市町村が12.5パーセントの公費50パーセントで、1号被保険者の保険料が23パーセント、2号被保険者の保険料が27パーセントという具合に財源が出されております。ご指摘の保険者機能強化推進事業につきましては、総合事業以外ということでありますので、国が38.5パーセント、県が19.25パーセント、

市町村が19.25パーセントということで、公費が77パーセント負担されていることとなります。残りの保険料につきましては、1号被保険者の保険料ということで23パーセントということとなります。説明については以上でございます。

○議長（中牧盛登君） 大和幸久議員。

○5番（大和幸久君） 23ページの過年度の精算分、これは国からの頑張った報償のような形で下りてきているものという説明を受けました。基本的にこういったお金というのは、介護保険の保険者が、その活用のために使うというのが基本であると解釈しているわけですが、24ページのところでは、その財源が、今年度は地域包括に委託で回ってしまうということになると解釈しております。両方を比べてみますと、本来、保険者である広域連合で活用できる財源であって、その方向で運用すべきではないかと私は思っていたのですが、その点についてはどのような見解か説明ください。

○議長（中牧盛登君） 事務局次長。

○事務局次長（西山孝君） まず、インセンティブ交付金であります保険者機能強化推進交付金の性格でございますけれども、保険者として高齢者の介護予防ですとか、重度化の防止の取組みについて、国の定める指標に基づいて国が評価を行い、その結果を点数化してインセンティブ交付金として交付されるという性格を帯びております。この補助金交付要綱からいきますと、この交付金につきましては、国、都道府県、市町村、それから2号被保険者の法定割合に加えて、介護保険特別会計に充当して活用することになっております。地域包括など市町村に委託している事業につきましても、この事業の中に入るということになります。先ほども説明したとおり、財源充当の割合が決まっておりますので、その財源充当で保険料が余剰となりますものについて、基金積立を行ったというのが今回の補正であります。以上であります。

○議長（中牧盛登君） よろしいですか。他にありませんか。

お諮りいたします。

この辺で質疑を終結することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第8号は、福祉常任委員会に付託いたします。

次に、議案第9号「令和元年度北アルプス広域連合平日夜間救急医療事業特別会計補正予算（第2号）」を議題とし、提案理由の説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長（傘木徳実君）登壇〕

○事務局長（傘木徳実君） ただいま議題となりました議案第9号「令和元年度北アルプス広域連合平日夜間救急医療事業特別会計補正予算（第2号）」について、提案理由の説明を申し上げ

げます。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ22万1千円を追加し、総額を1,752万6千円とするものでございます。

8ページ、9ページの歳入をご覧ください。款1項1目1衛生使用料101万4千円の減は、受診者数の見込みによるものでございます。款5項1目1衛生費県補助金123万5千円の増は、県補助金の内示によるものでございます。

10ページ、11ページの歳出をご覧ください。款2予備費22万1千円の増は、歳入歳出の調整でございます。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中牧盛登君） 説明が終わりました。本案について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第9号は、総務常任委員会に付託いたします。

次に、議案第10号「令和元年度北アルプス広域連合老人福祉施設等事業特別会計補正予算（第4号）」を議題とし、提案理由の説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長（傘木徳実君）登壇〕

○事務局長（傘木徳実君） ただいま議題となりました議案第10号「令和元年度北アルプス広域連合老人福祉施設等事業特別会計補正予算（第4号）」について、提案理由の説明を申し上げます。

第1条でございますが、歳入歳出の総額から473万2千円を減額し、総額を2億1,171万2千円とするものでございます。今回の補正は、実績見込みによる計数整理が主なものでございます。

8ページ、9ページの歳入をご覧ください。款1項1目1鹿島荘負担金482万6千円の減は、鹿島荘運営費負担金を877万6千円減額し、利用者の増により生活短期宿泊事業負担金を85万円、加算の増などにより老人保護措置費負担金を310万円増額いたします。款6項1目1鹿島荘寄付金及び、目2ひだまりの家寄付金は、今年度の寄付金の実績により増額するものです。

10ページ、11ページの歳出をご覧ください。款1項1目1管理費142万円の減は、節4共済費において臨時職員の社会保険料を、節7賃金において臨時職員の賃金を減額し、節11需用費において修繕料を増額、節18備品購入費を入札差金により減額するものです。款1項1目2生活費168万円の減は、節11需用費において実績見込により燃料費を減額し、節12役務費において手数料を減額、節20扶助費を入所者の入院の減などにより減額するものです。項2目1ひだまりの家管理費33万円の減は、節3職員手当等において時間外勤務手当を増額、節7賃金において臨時職員の賃金を減額するものでございます。款3予

備費は、歳入歳出の調整です。

12ページから14ページは給与費明細書、15ページは市町村負担金一覧表でございます。

以上、ご説明を申し上げましたが、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中牧盛登君） 説明が終わりました。本案について、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第10号は、福祉常任委員会に付託いたします。

日程第5の途中であります。ここで昼食のため午後1時まで休憩といたします。

休憩 午前12時01分

再開 午後 1時00分

○議長（中牧盛登君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第5の議事を継続いたします。

議案第11号「令和2年度北アルプス広域連合一般会計予算」を議題とし、提案理由の説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長（傘木徳実君）登壇〕

○事務局長（傘木徳実君） ただいま議題となりました議案第11号「令和2年度北アルプス広域連合一般会計予算」について、提案理由の説明を申し上げます。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額を22億6,224万6千円とするものでございます。

6ページの歳入歳出予算事項別明細書をご覧ください。最下段でございますが、新年度は、前年度と比較して5億6,081万3千円、33パーセントの増となっております。増額の主な要因は、白馬リサイクルセンター建設工事の開始及びはしご付き消防自動車の更新などによるものでございます。

10、11ページの歳入をご覧ください。款1項1目1市町村負担金18億1,894万5千円は、広域連合の経常経費、ごみ処理事業費、常備消防費などが主なものでございます。目2他団体負担金1,410万円は、北アルプス市町村会館内に事務所を有する4団体からの光熱水費等に係わる負担金をお願いするものでございます。款2使用料及び手数料では、項2目2節1衛生手数料8,195万1千円が主なものであり、収入証紙販売代金、ごみ焼却手数料でございます。款3国庫支出金、項1目1循環型社会形成推進交付金8,253万円は、白馬リサイクルセンター建設工事、白馬山麓清掃センター施設解体基本計画、白馬リサイクルプラザ基本設計によるものでございます。項2目1低所得者保険料軽減負担金

3, 736万円、また、12ページ13ページの、款4県支出金、項2目1低所得者保険料軽減負担金1, 868万円は、介護保険料の所得階層における第1段階から第3段階までの低所得者の保険料軽減分に対する公費負担として、総額7, 472万1千円を見込み、国がその2分の1を、県及び市町村がそれぞれ4分の1を負担し、介護保険事業特別会計に繰り出すものでございます。款7繰越金1, 750万円は前年度からの繰越金。款8項1目1雑入は、節4衛生費雑入、資源物売払収入等の222万1千円が主なものでございます。款9連合債、項1目2消防債2億円は、緊急防災・減災事業債で、はしご付消防自動車更新にかかるものでございます。

14、15ページの歳出をご覧ください。款1項1目1議会費66万9千円は、定例会4回開催に伴う経費でございます。款2総務費、項1目1一般管理費9, 344万4千円は、節1報酬では監査委員、選挙管理委員などの委員報酬と、会計年度任用職員報酬1名分、節2給料では職員6名分、節3職員手当等では職員と会計年度任用職員の手当等。

16、17ページをご覧ください。節18負担金は、職員派遣費用負担金4名分であり、その他事務の執行に係わる経費を計上しております。目2財産管理費467万8千円は、北アルプス市町村会館の管理運営に必要な光熱水費及び清掃委託料などでございます。目3情報化推進費8, 121万9千円は、情報関連のそれぞれのシステムを、広域連合を含む6団体で共同利用するために必要な、保守及びリース料が主なものでございます。目4企画費22万2千円は、北アルプス連携自立圏事業のうち、広域連合が実施主体となる地域づくりに関わる講演会及び視察研修に係る経費でございます。

18、19ページをご覧ください。款3民生費、項1目2障害支援区分認定審査会費130万7千円は、審査会運営に係る経費で、節1報酬では審査会委員5名分の人件費、節17では障害支援区分の判定を行うためのパソコンの購入費が主なものでございます。目3低所得者保険料軽減事業費7, 472万1千円は、介護保険事業における低所得者の保険料軽減分に対する公費負担分を、介護保険事業特別会計へ繰出すものでございます。款4衛生費、項1目1葬祭場費2, 414万6千円では、節12委託料は葬祭場指定管理料であり、節14工事請負費では、劣化しております3号炉と動物炉の火葬炉バーナー機器及び台車駆動装置部品の取替え等の修繕工事でございます。目2ごみ処理広域化推進費3億2, 340万3千円は、節1報酬から節4共済費は、会計年度任用職員1名、職員1名分の人件費でございます。

20、21ページをご覧ください。節8旅費は、普通旅費と会計年度任用職員への費用弁償によるもの、節12委託料は、白馬リサイクルセンター建設工事施工監理業務、白馬山麓清掃センター解体事前調査・基本設計、白馬リサイクルプラザ基本設計によるもの、節14工事請負費及び節17備品購入費は、白馬リサイクルセンター建設によるもの、節18負担金補助及び交付金は、派遣職員1名増員に伴う職員派遣費用負担金でございます。目3廃棄物処理費3億8, 750万5千円は、廃棄物の処理に要する費用で、節1報酬から節4共済

費は、職員1名、会計年度任用職員2名分の人件費でございます。節10需用費は、瑕疵担保期間終了によるプラントの部品代及び修繕料のほか、光熱水費が主なものでございます。節11役務費は、プラント設備の法定点検手数料など、節12委託料は、施設の維持管理業務、可燃ごみ受入運搬業務などの委託料でございます。

22ページ、23ページをご覧ください。節13使用料及び賃借料は、施設用地などの賃借料、節18負担金補助及び交付金は、派遣職員2名分の人件費などでございます。目4リサイクル推進費5,332万7千円は、資源物のリサイクルに要する費用で、節1報酬から節4共済費は、会計年度任用職員8名分の人件費でございます。節10需用費は、光熱水費などの施設の運営経費、節12委託料では資源物受入業務などの委託料を計上してございません。項2目1保健衛生費3,666万2千円は、節12委託料では、在宅当番医制事業と在宅歯科当番医制事業を、大北医師会と大北歯科医師会へそれぞれ委託するものでございます。節18負担金補助及び交付金の病院群輪番制病院運営費補助金は、夜間、土曜日、休日の二次救急医療の診療業務を、あづみ病院と大町総合病院にお願いするものでございます。款5消防費、項1目1常備消防費10億3,784万9千円では、節1報酬から節4共済費は、職員93名と会計年度任用職員5名分の人件費でございます。

24、25ページをご覧ください。節10需用費、消耗品費は、新規採用職員5名分の貸与品と職員88名分の被服貸与品、救急・救助関係消耗品、車両関係及び事務用消耗品等でございます。節12委託料は、高機能通信指令システム及び消防救急デジタル無線設備の保守点検、ネット119緊急通報システム保守初期費用、職員健康診断等の委託料でございます。節17備品購入費は、はしご付消防自動車の更新等によるものでございます。節18負担金補助及び交付金は、消防学校入校負担金、救急救命東京研修所負担金等でございます。款6土木費、項1目1土木事業費2,909万5千円では、節1報酬から節4共済費は、職員2名分と会計年度任用職員4名分の人件費が主なものでございます。

26ページ、27ページをご覧ください。款7公債費は、消防施設整備事業等により借り入れた、起債の元利償還に充てるものでございます。款8予備費1,750万円は、前年度と同額でございます。

28ページから33ページまでは給与費明細書、34ページは市町村負担金の集計表、36、37ページは、債務負担行為に関する調書でございます。

以上、主なものにつきましてご説明を申し上げましたが、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中牧盛登君） 説明が終わりました。本案について、質疑はございませんか。

平林英市議員。

○6番（平林英市君） 18ページの低所得者保険料軽減事業費なのですが、市町村の持ち出しが4分の1という説明がありましたけれども、前年度に比べて非常に金額が大きくなっているのですが、これに係る人たちが増えたというように理解してよいのか、それとも公費で負

担するものを増やしていくということになったのか、介護度1から3の人たちの負担軽減になるということは非常にけっこうなことだと思うのですが、その辺の仕組みを教えていただきたいと思います。

○議長（中牧盛登君） 介護福祉課長補佐。

○介護福祉課長補佐（麻田俊一君） ただいまのご質問にお答えいたします。保険料の軽減施策でございますが、令和元年度においては10月から施行しております。令和2年度においては軽減が通年化になりますことから、その分が増額になっているということでございます。以上でございます。

○議長（中牧盛登君） 平林英市議員。

○6番（平林英市君） こういう制度ができたというのは、消費税の増税とかはまったく関係なくて、国からの指示でこのような形になってきているのですか。

○議長（中牧盛登君） 介護福祉課長補佐。

○介護福祉課長補佐（麻田俊一君） この制度につきましては、昨年10月に消費税率が改正され、2パーセント増額になっております。その2パーセントの増額分を財源といたしまして、国が実施している内容でございます。以上でございます。

○議長（中牧盛登君） 他に。降旗達也議員。

○4番（降旗達也君） 予算書の25ページのところで、備品購入費、はしご付消防自動車更新の部分ですが、予算説明資料を見ますと2億1,000万円ということで計上されておりますけれども、2億1,000万円かかることはやぶさかではないのですが、積上げの根拠、なぜ2億1,000万円なのかという部分を教えていただきたいと思います。また、それに伴いまして、12ページの連合債の部分で、消防債として起債をしていると思うのですが、この償還はどれくらいで考えているのか教えていただきたいと思います。

○議長（中牧盛登君） 消防本部総務課長。

○消防本部総務課長（勝野一徳君） はしご車の積算の根拠ですけれども、平成29年の消防本部の中長期更新計画作成の際に、令和2年度の更新計画が示されました。他の消防本部における更新に要する積算根拠等、情報収集を行いまして金額の検討を行ってまいりました。新年度の予算要求におきまして、直近における情報の精査と消費税の増税分を加味し、積算を行ったものであります。それから、起債の償還ですが5年を見ております。

○議長（中牧盛登君） よろしいですか。大和幸久議員。

○5番（大和幸久君） 消防費の関連で質問したいと思います。なぜ今年度の更新になるのか、その根拠となる理由等があれば説明ください。それから、これにはメンテナンス費用というのが含まれておりませんが、おおむねこのメンテナンスというのは、どのくらいの間隔で、どのくらいかかるという見通しなのか説明いただきたいと思います。それから、このはしご車は30メートル級ですけれども、この運用にあたって、実際には運用できないような地域は、どのくらいの箇所を想定しているのか説明いただきたいと思います。

○議長（中牧盛登君） 消防本部総務課長。

○消防本部総務課長（勝野一徳君） はしご車の車両ですけれども、車両の配備につきましては、総務省消防庁の消防力の整備指針に示されております。地域性も考慮して行うことが必要でございまして、はしご車につきましては、平成9年に導入後、22年が経過しております。経年劣化が進んでいることから更新整備を行い、消防活動に万全の体制を図るものでございます。メンテナンスにつきましては、中長期計画におきましては、5年のものとなっております。令和2年に更新計画のはしご車につきましては、計画策定期間内にメンテナンスの費用が見込まれることを適宜お示ししていきたいと思っております。はしご車の入れない場所等ですが、白馬村等の狭い箇所、そういったところには近くまで接近できないと考えております。

○議長（中牧盛登君） 大和幸久議員。

○5番（大和幸久君） なぜ今年の更新なのか、20年経過ということとは他に理由があれば説明ください。それから、メンテナンス費用の関係ですけれども、5年に1度けっこうな金額がかかると聞いております。やはり先ほどのごみ焼却場の関係のように、いわゆる5年間の運用も含めて、パックでどうかという契約の方法も考えられるわけです。例えば、今回の更新でも、この本体の更新と一緒に5年後のメンテナンスも含めて、トータルで契約するというようなことで、それが安上がりにつながるのであれば1つの検討の余地がある、こういうふうには私に考えているのですが、そういったような検討はされていないのかどうか。これから予算化されれば、そういった方向にいきますので、そういった視点からも検討するということが一つの選択肢としてあるかと思えます。その辺の考え方を説明ください。それから、いわゆる高層ホテルがあってもですね、場所が狭くてこのはしご車が使えない事例、今、白馬の例が挙がりましたけれども、管内の中で何か所あるのか、その対応はどうするのか、それについても、はしご車を導入しても使えなくては意味がないわけですから、その対応をどうするのか、どのような方針を持っているのか、改めて説明ください。

○議長（中牧盛登君） 消防本部総務課長。

○消防本部総務課長（勝野一徳君） まず、なぜ今年かということなのですが、起債につきましては、緊急防災・減災事業債の活用を予定しております。充当率100パーセント、交付税の算入率が70パーセントとなっているからであります。それから、先ほどのメンテナンスにつきましては、現時点では明確にはお答えできないのですが、先ほど5年と言ったのですが、まず7年後にまいります。7年、5年、5年とメンテナンスの時期が来るわけですが、大規模なオーバーホールの実施が必要とされることも考えられます。しかし、この金額につきましては、使用頻度等の状況による部品の交換、メンテナンス、内容によっても変わってきますので、一概には言えないのですが、他の消防本部からの情報によりますと、最大で3,000万円程度かかるとの情報であります。なお、多額の費用を要するため、メンテナンスにおきましても、消防本部の中長期計画の中でお示ししていきたいと

考えております。それから、はしご車の入れない場所ですけれども、数につきましては、調べていないためわかりませんが、直近まで行かれないとしても、他の車又は訓練等におきまして活用できるように考えております。

○議長（中牧盛登君） 他にありませんか。矢口稔議員。

○10番（矢口稔君） はしご車の導入に関して、2点お尋ねいたします。1点目は、はしご車は今、自走していて稼働していると思いますけれども、特殊車両の場合、除却の手段というのはどのようなことで考えておりますでしょうか。下取りに出すなどの点についてお尋ねをまずしたいと思います。

○議長（中牧盛登君） 消防本部総務課長。

○消防本部総務課長（勝野一徳君） 今のところは、廃車の予定で考えております。下取りなどは考えておりません。

○議長（中牧盛登君） 矢口稔議員。

○10番（矢口稔君） 松本広域の消防本部では、消防車等にでも言えると思うのですが、かなりネットのオークションを利用するとか、財源を生み出す努力をされております。特に、はしご車等で特殊車両の場合は、海外等でも利用があったり、様々なところで利用があるということで、どうしても手間はかかってしまうのですが、それなりの値段がついているというのも事実だと思います。ぜひそこら辺のところも検討いただいて、単なる廃車と言っても、動いてですね、そこで最低限のメンテナンスをすれば、また使える車だとは思いますが、そういったところの検討をされるつもりはあるのか、その点についてお尋ねをいたします。

○議長（中牧盛登君） 消防本部総務課長。

○消防本部総務課長（勝野一徳君） ポンプ車やタンク車などの消防車両であればそういったことも考えられるのですが、はしご車という特殊な車両でありますので、そういったことができれば検討したいと思っておりますが、今のところはそういうこともできないと考えております。それから22年ということで、現在の車両は外国製であります。部品等の調達もなかなかできなかったという実績もありますので、検討していきたいと思っております。

○議長（中牧盛登君） 矢口稔議員。

○10番（矢口稔君） それに関連してですね、新しい職員の方が2名入られるのでしょうか、先ほど説明がありましたけれども、予算計上がどこにされているかわからないんですけども、今の若い方は運転免許の制度が変わってですね、中型免許又は限定ということで、大きなタンク車等がすぐには運転できないとは思いますが、その点について、これから常にそういったことが付きまってくるのですけれども、大型免許の取得等も含めて、その点についての方針はどのようになっているのでしょうか。

○議長（中牧盛登君） 消防本部総務課長。

○消防本部総務課長（勝野一徳君） なかなかすぐに大型免許は取得できないものですから、段階を経まして、免許を取っていただくように考えております。

- 議長（中牧盛登君） 矢口稔議員。
- 10番（矢口稔君） その点について、費用的には個人負担なのか、公費での予算上で何らかの手当があるのか、その点についてもお願いをいたしたいと思います。
- 議長（中牧盛登君） 消防本部総務課長。
- 消防本部総務課長（勝野一徳君） 免許の取得に関しましては、個人負担でございます。免許取得後、大型免許を取得して救助隊等になりましたら、手当を支給しております。
- 議長（中牧盛登君） 他にありませんか。大和幸久議員。
- 5番（大和幸久君） 14ページの一般管理費の関係で質問したいと思います。この間、何度もプロパー職員の対応については伺ってきているのですが、この予算年度の始まりにあたりまして、職員のプロパー化というのはどのような進捗状況なのか説明いただきたいと思ます。それから、各課においてプロパー職員と市町村からの派遣職員、会計年度任用職員の数の配置というのは概ねどのようになっているのか、2点について説明をお願いします。
- 議長（中牧盛登君） 総務課長。
- 総務課長（江津文人君） ただいまのご質問にお答えいたします。まず1点目でございますけれども、プロパー職員の状況でございますが、一般会計上でございますけれども、プロパー職員は現在10名でございます。また、派遣職員については6名、会計年度任用職員につきましましては16名という形でございます。消防職等を含めまして、プロパー職員は103名、派遣職員が6名、会計年度任用職員が21名を予定しております。私からは以上でございます。
- 議長（中牧盛登君） 事務局長。
- 事務局長（傘木徳実君） プロパー職員の進捗状況につきまして、答弁させていただきます。広域職員のプロパー化につきましては、現在の派遣職員で担っております業務につきまして、広域連合採用職員で対応していくということを考えております。ただ、一定年度経過しないとなかなかそのような状況が達成できない、計画的に進めているところでございます。また、広域連合で採用している職員につきましては、組織の設立をもって採用したということもありまして、年齢構成が一つの塊的なものが生じておりますので、そういったものを組織として効率性が整いますように、派遣職員を据えながら事務を進めているところでございます。来年度につきましては、1名増員の採用を予定しているところでございます。以上でございます。
- 議長（中牧盛登君） 大和幸久議員。
- 5番（大和幸久君） プロパー職員が、現状では年齢構成がまだ若いというのが今までの答弁でもあります。前年度の答弁の中では、おおむね5、6年先にはプロパー職員化できるような計画というような説明も一時はあったのですが、その点どうなのでしょう、現実的には経験年数を積んだ職員、例えば、7級の職員まではあと何年くらいで達成できる見込みなのか、全体としていつ頃までに達成できるのか、この辺はやはり計画を明示しながら進めてい

くべきだと私は思うんですけれども、その点、広域連合長はどのようにお考えか、改めて見直している点もありましたら含めて説明いただきたいと思います。

○議長（中牧盛登君） 広域連合長。

○広域連合長（牛越徹君） お尋ねでございます。私の手元に今、年齢別の職員構成について資料がないので、概括的にお答え申し上げたいと思うのですが、まず、これまでも数年に亘りプロパー職員の雇用について一生懸命取り組んできたところでもあります。そうした中で、新規に採用する職員は応募の要件をだいたい年齢層を上げてはいるものの、幹部職員に登用するにはまだまだ時間がかかると、先ほどの答弁のとおりでございます。そうした中で、これからは粘り強く継続的な取り組みが必要だと考えております。

現在でも、前年と比べると、一般会計ほか老人保健施設、あるいは介護保険などの各分野四つの会計においてプロパー職員、正規職員の人数が給与明細書の中にも載っているわけですが、前年に比べると1名増員してあります。これは、令和元年度中に新たに採用した職員の人数かと思いますが、令和元年度中にも、令和2年4月採用を予定して採用試験を行ってきております。まだ結論は出ておりませんが、そのようなことで毎年毎年、年齢構成を考えながら採用をしておりますが、こうした職員も、単に年齢構成のバランスの中で何年後に幹部職員に登用するというようなことがなかなか難しいのは、やはり本人が単に年齢構成を満たすからということではなく、意欲を持って自己研鑽を行うことによって、将来の幹部職員としても職にふさわしい、専門的な知識、あるいは専門的な技術、あるいは広域連合は市町村との協約のもとで定められている特定の分野の仕事を担当しているわけですが、そうした幾つかの分野に亘る知識、あるいは業務を通じての見識というものを、しっかり養成していくということも併せて考えていかなければなりません。

そうしたことから、職が求める職員の資質向上ということにも、特に力を尽くしながら、その職を担う、管理職を担うにふさわしい職員を養成することによって、今お尋ねのような管理職への登用をしっかりと考えてまいりたい、このように考えております。したがって、ご質問のあと何年後ということであれば、例えば、年齢構成で言えば、あと10年経たないうちに、確かに、年齢構成として幹部職員の登用にふさわしい年齢層にはなりますが、直ちにそれが、幹部職員の任用に直接結びつくかということについては、職務に対する様々な観点からの能力実習も必要かと考えております。中には今までも、幹部職員に登用しようとして提案したところ、自分はそうなりたくないというような、そんな職員も過去にはおりましたので、そういうことのないように、しっかり職員の皆さんには頑張ってもらいたいと考えております。以上です。

○議長（中牧盛登君） 他にありませんか。

お諮りいたします。

この辺で質疑を終結することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第11号は、各常任委員会に付託いたします。

次に、議案第12号「令和2年度北アルプス広域連合ふるさと市町村圏事業特別会計予算」を議題とし、提案理由の説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長（傘木徳実君）登壇〕

○事務局長（傘木徳実君） ただいま議題となりました議案第12号「令和2年度北アルプス広域連合ふるさと市町村圏事業特別会計予算」につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額を558万2千円とするものでございます。

4ページの歳入歳出予算事項別明細書の最下段をご覧ください。新年度予算は、前年度比201万6千円、26.5パーセントの減となっております。減額の主な要因は、ふるさと市町村圏基金のうち、5年の定期預金で運用していたものが前年度に満期を迎え、基金利子収入が減少したことによるものでございます。

8ページ、9ページの歳入をご覧ください。款1項1目1利子及び配当金43万7千円は、ふるさと市町村圏基金の利子収入でございます。款2繰越金514万5千円は、前年度からの繰越金でございます。

10ページ、11ページの歳出をご覧ください。款1項1目1活動事業費261万円は、節10需用費の印刷製本費では、広域連合広報紙「北アルプス遊・交・学」年2回の発行経費でございます。節18負担金補助及び交付金200万円は、ふるさと市町村圏事業補助金として、関係市町村の地域振興イベント実行委員会等への活動補助を行うものでございます。款2予備費は、歳入歳出の調整でございます。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中牧盛登君） 説明が終わりました。本案について、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第12号は、総務常任委員会に付託いたします。

次に、議案第13号「令和2年度北アルプス広域連合介護老人保健施設事業特別会計予算」を議題とし、提案理由の説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長（傘木徳実君）登壇〕

○事務局長（傘木徳実君） ただいま議題となりました議案第13号「令和2年度北アルプス広域連合介護老人保健施設事業特別会計予算」について、提案理由の説明を申し上げます。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額を2億8,941万円9千円とするものでございます。

4ページの歳入歳出予算事項別明細書をご覧ください。最下欄、新年度予算額は、前年度比1,178万1千円、4.2パーセントの増となっております。

8ページ、9ページの歳入をご覧ください。款1項1目1入所療養介護費収入1億4,035万3千円は、施設入所の保険給付費で、入所療養介護サービスで年間1万5,000人、1日当たり41.1人を見込でおります。項2目1短期入所療養介護費収入2,267万5千円は、短期入所療養介護サービスによる保険給付費で、短期入所と予防短期入所を合わせ、年間2,308人、1日当たり6.3人を見込でおります。目2通所リハビリテーション費収入5,531万1千円は、通所リハビリと予防通所リハビリ利用者の保険給付費で、営業日数は年間243日、利用者は合わせて5,350人、1日当たり22人を見込んでおります。項3目1施設利用料収入4,889万2千円は、各種サービスでの利用者負担金で、介護保険での自己負担分と食費、居住費、日用品代等でございます。項4目1特定入所者介護サービス費収入762万3千円は、低所得者利用者への食費、居住費の負担限度額に対する補足給付費でございます。款2項1目1繰越金400万円は、前年度繰越金でございます。

10、11ページをご覧ください。款6項1目1虹の家事業基金繰入金は、997万1千円であり、施設の大規模改修実施計画策定の業務委託料及び送迎車両の更新や電動ベッド等の備品購入費に充当するものでございます。

12ページ、13ページの歳出をご覧ください。款1項1目1介護老人保健施設事業費は2億8,541万9千円となっております。節2給料、節3職員手当等、節4共済費につきましては、職員12名分の人件費でございます。節10需用費は、施設の運営に係る消耗品費、燃料、光熱水費、施設の設備や備品等に係る修繕料及び賄材料費などであり、節11役務費は、電話料等の通信運搬費、クリーニング代等の手数料、保険料でございます。節12委託料では、市立大町総合病院への施設運営委託1億588万3千円と給食提供委託1,452万円などであり、施設運営委託では、医師1名、看護師5名、理学療法士3名及び臨時看護師等の会計年度任用職員19名分に係る人件費などがございます。また、施設の大規模改修に係る実施設計の業務委託料330万円を計上しております。節17備品購入費667万1千円は、通所サービスに必要な送迎車両が老朽化していることから安全かつ確実な運行を図るためリフト付きワゴン車を更新するための経費550万円と電動ベッドやエアーマット等の購入経費を計上いたしました。

14、15ページをご覧ください。款2予備費は、400万円でございます。

16ページからは給与費明細書となっております。

以上、ご説明を申し上げましたが、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中牧盛登君） 説明が終わりました。本案について、質疑はございませんか。

平林英市議員。

○6番（平林英市君） 先ほどの連合長のあいさつにもありましたけれども、通所利用者、いわ

ゆるデイサービスの利用者の利用率が84パーセントで、343人の減となっておりますけれども、この根本的な原因というのはどこにあるのでしょうか。

○議長（中牧盛登君） 虹の家事務長。

○虹の家事務長（竹本明信君） ただいまのご質問にお答えいたします。先ほど大和議員にもご説明申し上げましたが、それぞれ1週間の登録利用者というのが、実数で75人ほどおったわけなのですけれど、入院、病気等でそこから外れてしまう人が年間で10人ほどおられたということで、現在65名の体制で進めているところでございます。いずれにしましても、通所利用者を確保しなければならないということで、市町村や地域のケアマネジャー等と連絡を密にしながら、通所利用者の確保に努めているところでございます。原因といたしましては、止めていかれる方が多かったということでもあります。以上でございます。

○議長（中牧盛登君） 平林英市議員。

○6番（平林英市君） 他の通所施設では、けっこう満杯の形で入っていると思うんですよ。その原因というのは、今言われたことで、よく聞き取れなかったのですが、今後どうやって増やしていくのかという根本的な対策というのどこにありますか。

○議長（中牧盛登君） 虹の家事務長。

○虹の家事務長（竹本明信君） ただいまのご質問にお答えいたします。根本的な原因というのは、先ほど申し上げましたとおり、虹の家の利用者を増やすということでもありますけれども、我々の考え方といたしましては、利用者の皆さんに選んでもらえる施設として、より充実したサービスの提供ができるような体制を職員一丸となって進めていきたいと考えているところでございます。以上でございます。

○議長（中牧盛登君） 他にありませんか。大和幸久議員。

○5番（大和幸久君） 今の関連ですが、本年度予算では、この入所利用者は1,300万円ほど増額になっているわけです。若干今説明があったのですが、介護報酬の上昇というのが主な要因なのか、利用者数の増加を見込んでいるのか、改めて増額の根拠について説明ください。通所のほうも5,619万円ほどの増加になっておりますけれども、これについても簡単な説明をお願いします。11ページで基金の繰入金997万円ほど見込んでおりますが、これを繰入れしたあとの基金の残高はどのくらいになっているのか、それから、この基金に関する考え方を説明いただきたいと思います。

○議長（中牧盛登君） 虹の家事務長。

○虹の家事務長（竹本明信君） ただいまのご質問にお答えいたします。まず、入所療養介護費収入で1,300万円ほど増加しているという部分での積算根拠等についての説明でございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、昨年10月に行われました介護報酬改定が大きな要素となっております。入所療養介護費収入では、例えば、要介護1の単価につきましては、6,912円から838円の増の7,750円になっておりますし、抜かしますけれども、要介護5の単価では、1,061円増の9,890円の単価設定となっておりますし

て、昨年度のそれぞれの実績人数に単価で計算いたしますと、影響額等については、1,100万円以上になるということで、達成可能な積算根拠としているところでございます。

次に、基金の考え方でありまして、現時点での予算ベースでの997万1千円を取り崩したというところであります。年度末の基金残高につきましては、9,299万9千円となります。基金の使途につきましては、今年度につきましては、投資的経費の備品購入、今年度の備品購入につきましては、送迎バス、電動ベッド等、先ほど備品購入費のほうで説明いたしましたけれども、その部分と大規模改修に係る実施設計の委託料の臨時的経費に係るものについて、充当していくというそもそもの考え方をしているところでございます。以上でございます。

○議長（中牧盛登君） 大和幸久議員。

○5番（大和幸久君） 基金を取り崩して本年度900万円をいろんな備品改修に充てるという説明がありました。そもそもこの基金は、設立当初は、積立てをして建替えのときの資金に充てるというのが、基本的な考え方であったのですが、現状では取り崩しておりますので、今の残高では建替え費用はまったく出てこない、こういう現状になっております。基本的には、こういった方針は改めて、抜本的な建替えではなくて、今後も部分改修で基金を取り崩しながら、施設の運営をしていくという方針に転換したということなのではないでしょうか。その点について、基本的な方針を説明ください。

○議長（中牧盛登君） 虹の家事務長。

○虹の家事務長（竹本明信君） ただいまのご質問にお答えいたします。私の勉強不足で申し訳ありません。そもそもこの基金による、建替えというのは考えていなかったわけでありまして、けれども、施設が22年経過している現状では、今の施設で50床の入所利用者、それから24人の通所リハビリの利用者を安全に安心して過ごしていただける施設を作っていくために、今、大規模改修計画という基本計画を策定中でございます。新年度の予算で年間計画を立てて実施設計を作った中で、今後、安心、安全で利用できる施設運営の考え方に立って計画しているところでございます。以上でございます。

○議長（中牧盛登君） 他にありませんか。

お諮りいたします。

この辺で質疑を終結することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第13号は、福祉常任委員会に付託いたします。

次に議案第14号「令和2年度北アルプス広域連合介護保険事業特別会計予算」を議題とし、提案理由の説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長（傘木徳実君）登壇〕

○事務局長（傘木徳実君） ただいま議題となりました議案第14号「令和2年度北アルプス広域連合介護保険事業特別会計予算」について、提案理由の説明を申し上げます。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額を67億6,900万円とするものでございます。

6ページの歳入歳出予算事項別明細書をご覧ください。最下段でございますが、新年度は、前年度と比較して2億2,647万3千円、3.2パーセントの減となっております。これは、第7期介護保険事業計画が3年目となりますが、要介護認定者数の見込みが251名減少したこと、また計画しておりました北部地域の小規模多機能型居宅介護事業所の未整備等により、給付見込み額を減額したことが主な理由でございます。

10、11ページの歳入をご覧ください。款1項1目1第1号被保険者保険料13億3,297万9千円でございます。介護保険料につきましては、20,793人の所得段階別の介護保険料を見込んでおりますが、第1階層から第3階層の低所得者から納付いただく保険料を軽減しておりますことから、前年と比較して、4,833万2千円の減となっております。款2分担金および負担金9億8,569万6千円は、介護給付費、地域支援事業等に係る市町村の負担金でございます。款3使用料及び手数料につきましては、介護保険料納付に係る督促手数料でございます。款4国庫支出金につきましては、介護給付費に係る財源負担ルールによる国庫負担金及び財政調整交付金、地域支援事業交付金などの国庫補助金が主な内容でございます。

12、13ページをご覧ください。款5支払基金交付金から、款6県支出金につきましては、介護給付及び地域支援事業等に係る財源負担ルールによるものでございます。款7財産収入につきましては、介護給付準備基金積立金の利子でございます。款8繰入金につきましては、第1階層から第3階層の低所得者の介護保険料軽減に伴います国、県、市町村の公費負担としての、一般会計からの繰入金、及び、介護保険給付準備基金からの繰入金でございます。

14、15ページをご覧ください。款9繰越金につきましては、前年度繰越金、款10諸収入につきましては、1号被保険者の延滞金等が主な内容でございます。

16、17ページの歳出をご覧ください。款1項1目1一般管理費につきましては、人件費、介護保険システムの保守管理に係る委託料が主な内容でございます。項2賦課徴収費は、介護保険料徴収に係る各種通知書の印刷代、及び郵送料等でございます。

18、19ページをご覧ください。項3認定審査会費は、介護認定審査会委員の報酬、介護認定調査員の報酬、主治医意見書作成手数料が主なものでございます。項4趣旨普及費につきましては、広域連合で発行する広報誌、「井戸端かいご」の印刷等に係る経費でございます。項5計画策定委員会費は、来年度、策定いたします「第8期介護保険事業計画」の印刷

製本費等が主なものでございます。

20、21ページをご覧ください。項6保健福祉事業費は、社会福祉法人等が行う利用者負担軽減に対する助成と、認知症グループホーム利用者の家賃助成が主なものでございます。款2項1目1居宅介護サービス給付費から24ページ、目9居宅介護サービス計画給付費につきましても、要介護認定者の居宅における介護サービスや地域密着型介護サービス、施設介護サービスなどの利用に係る給付費でございます。また、項2、目1介護予防サービス給付費から28ページ、目7介護予防サービス計画給付費につきましても、要支援認定者の居宅における介護予防サービスや地域密着型介護予防サービスなどの利用に係る給付費でございます。項3その他諸費につきましても、国保連合会で行う審査支払に係る手数料でございます。項4高額サービス等費につきましても、介護認定者のサービス利用に係る自己負担額が、限度額を超えた部分を、利用者に還付するものでございます。

30、31ページをご覧ください。項5高額医療合算介護サービス費につきましても、介護認定者のサービス利用に係る自己負担額と医療費に係る自己負担金の合計額が限度額を超えた部分を、利用者に還付するものでございます。項6特定入所者介護サービス等費につきましても、低所得者に対する食費及び居住費に対して補足給付を行うものでございます。

32、33ページをご覧ください。款3基金積立金は、介護給付準備基金積立金の利子を準備基金に積み立てるものでございます。

34、35ページをご覧ください。款4項1目1介護予防事業費は、介護予防事業を市町村で実施していただくための委託料でございます。項2目1包括的支援・任意事業費は、包括支援センターの運営や市町村が実施する任意事業に対する委託料と広域連合が実施するケアプラン点検に係る経費でございます。

36、37ページをご覧ください。目3包括的支援（社会保障充実分）は、在宅医療と介護の連携、生活支援体制整備、認知症対策等について、市町村へ委託するためのものでございます。項3介護予防・生活支援サービス事業費は、総合事業におけるデイサービス及びヘルパー等のサービス利用に対する給付分と、サービス利用に係る計画作成費でございます。

38、39ページをご覧ください。項6保険者機能強化推進事業費は、介護予防の推進や重度化防止、生活支援体制整備に関する取組みについて、市町村へ委託するものでございます。

40、41ページをご覧ください。款5項1目1第1号被保険者保険料還付金は、第1号被保険者の保険料を還付するものでございます。款6予備費につきましても、歳入歳出の調整でございます。

42ページからは給与費明細書、48ページは市町村負担金の集計表となっております。

以上、主なものにつきましてご説明を申し上げましたが、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中牧盛登君） 説明が終わりました。本案について、質疑はございませんか。

大和幸久議員。

○5番（大和幸久君） 8ページ、9ページの歳出のところ、保険給付費1億8,700万円余の減額になっております。この説明では、利用者の減見込みが251名、それから北部地域の施設の手上げがないので中止、この2つの理由を挙げられましたけれども、主には、利用者の251名の減という見通しの上で、約1億円余の減額になるかと思いますが、この251名の利用者見込みが減るという見通しについては、どういう根拠なのか説明いただきたいと思います。

○議長（中牧盛登君） 事務局次長。

○事務局次長（西山孝君） ただいまの質問にお答えいたします。介護保険事業計画の3年目において、大きく減額ということの理由ということでございます。減額した理由については、先ほども提案理由で申し上げたとおり、大きく二つありまして、1点目は、事業計画において見込んであります給付額につきましては、3,430名で令和2年度は想定をしてございました。現状の介護保険を使える方、いわゆる受給者、介護保険の認定者につきましては、251名、6.8パーセント減の3,430名という状況でございます。これらの多くの原因につきましては、現在の実態が少ないということなのですけれども、多くは総合事業のほうにシフトして要介護認定を受けていらっしゃる方が多くいるということが取り上げられるかと思っております。

2点目の北部地域の小規模多機能型居宅介護事業所の整備が整わなかったということなのですけれども、これも定員25人の部分で、3年目に事業計画の中の給付費として見込んでいた計画でございました。それらのものが大きく重なって保険給付費では、1億8,700万円、地域支援事業費では2,667万9千円が減となったというものになるものでございます。先ほども説明したとおり、人数では6.8パーセントが計画より下がっているということなのですが、給付ベースではもう少し余裕もった形で積算をしているところであります。説明については以上であります。

○議長（中牧盛登君） 大和幸久議員。

○5番（大和幸久君） 第7期というのは3年を経過しているわけで、新しい第8期に移るわけです。こういう移り目のときに大幅な減額というのは、今後、第8期ではこういった利用者のベースのもとに計画を立てていける見通しになっているのかどうか、その点について説明ください。

○議長（中牧盛登君） 事務局次長。

○事務局次長（西山孝君） ただいまの質問にお答えいたします。今現在、高齢者実態調査が行われて、これからのニーズですとか対象者に対する重点的な課題などについて検討してくるところでございまして、それらのところにつきましても、被保険者の状況、受給者の状況等も踏まえ、検討してまいりたいというふうに考えております。以上であります。

○議長（中牧盛登君） 大和幸久議員。

○5番（大和幸久君） 基本的には、まだ高齢化が進んで利用者が増えていくというのがベースだと思うのですが、こういう中で、第8期に移る前に大幅な減額できるという点が、私は不合理だと考えておりますが。やはり長期的な視野にたつて、安定的な運営というのが非常に大事かと思えます。なおかつ利用者にとっては、負担の少ない介護保険事業ということが求められていると思いますけれども、この辺の全体の計画に関して、どのように広域連合長は今後指導、監督されていく予定なのか、基本的な考え方だけ説明ください。

○議長（中牧盛登君） 広域連合長。

○広域連合長（牛越徹君） ご審議をいただいております議案第14号の令和2年度における介護保険の実際の運営は、今説明申し上げましたように、令和元年度における実績の人数に対してどれくらいの給付水準を維持するかということで積算したところ、このような大幅な減額、大幅と言っても率からすれば何パーセントということになるわけですが、そうした結果になったということが、また、これが来年度以降の第8期の計画にどのように反映していくか、これは非常に難しい課題でもあります。と申しますのは、議員のご指摘にもありましたように、団塊の世代がいわゆる後期高齢者になってくるのはこれからであります。圏域全体の人口が縮小している中で、高齢者のウエイトは必ずしも低くならないという前提の中で、第8期の計画策定にあたりましては、こうした様々な絡み合った複雑な要因をしっかりと分析しながら、また、給付水準はこの地域の皆さんの介護に対する需要のニーズ、しっかりと受け止めながら給付水準を維持していかなくてはならない、あるいは充実させていかなくてはならない中でしっかりと検討してまいりたいと思います。令和2年度は、一つの突発的な状況の中での減額になるのか、あるいはこれ以降も恒常的な傾向としてこれも加味していかなくてはならないのかということについては、慎重に考え検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（中牧盛登君） 他にありませんか。平林英市議員。

○6番（平林英市君） その関連になると思うのですが、36ページなのですが、介護予防・生活支援サービス、これが3,000万円も前年度と比べて減額になっているんですね。そういう今説明があった絡みで考えていいわけですか。

○議長（中牧盛登君） 介護福祉課長補佐。

○介護福祉課長補佐（麻田俊一君） 私のほうからお答えいたします。総合事業における通所、訪問サービスにつきましては、予算を前年に比べ減額をしております。この減額になっている一つの理由としては、現在、市町村に介護予防に係る事業について委託をして、軽体操ですとか介護予防教室ですとか、そういうものを積極的に開催いただいております。そこら辺の部分で重度化が防止になっているとか、自立した生活を送れる方が増えて来ているという、市町村の努力の部分もこの減額の理由の一部となっていると思います。私からは以上でございます。

○議長（中牧盛登君） 平林英市議員。

○6番（平林英市君） 介護保険から外して総合事業に移すということで、介護予防事業を非常に重視した形でスタートしたわけでありまして、特にこの重度化しないために力を入れてみると、それぞれの支援センターに入れていくということでスタートしているわけですね。それが減額されたというのが、どうも解せないですね。先ほど大和議員も言われたように、もっと高齢者が増えていくという点では、介護予防に携わる人は非常に多くなってきているのではないかと、そういうところを削っていくというのは、どうも理解ができませんが、その点のところをもう一度お願いします。

○議長（中牧盛登君） 介護福祉課長補佐。

○介護福祉課長補佐（麻田俊一君） ただいまの質問にお答えいたします。介護予防事業は市町村の取組みだけではなく、ボランティアの皆さまのご協力もいただきながら、現在進めているところでございます。広域連合といたしましても、そのような多くの方にご協力いただきたいというようなことから、現在まで介護予防、高齢者の支援に対する人材養成講座等を開催して、昨年度は約50名の方に講習に参加していただいて、地域に帰って活躍をいただいているというようなこともございますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

○議長（中牧盛登君） よろしいですか。他にありませんか。

お諮りいたします。

この辺で質疑を終結することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第14号は、福祉常任委員会に付託いたします。

次に議案第15号「令和2年度北アルプス広域連合平日夜間救急医療事業特別会計予算」を議題とし、提案理由の説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長（傘木徳実君）登壇〕

○事務局長（傘木徳実君） ただいま議題となりました議案第15号「令和2年度北アルプス広域連合平日夜間救急医療事業特別会計予算」について、提案理由の説明を申し上げます。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額を1,721万6千円とするものでございます。

4ページの歳入歳出予算事項別明細書、最下段をご覧ください。新年度は、前年度比で51万3千円、3.1パーセントの増となっております。

8ページ、9ページの歳入をご覧ください。款1項1目1衛生使用料351万円は、診療使用料で診療日数は290日、患者数は年間450人、診療1日当たり1.6人を見込んでおります。款2項1目1市町村負担金は、1,170万4千円でございます。

10ページ、11ページの歳出をご覧ください。款1項1目1診療管理費1,621万6千円は、節1報酬は医師の報酬と看護師、医療事務の会計年度任用職員8名分の報酬であり、節8旅費は医師、看護師、医療事務の費用弁償となっており、これら医療関係者の人件費が診療管理費の約80パーセントとなっております。節10需用費の主なものには医薬材料費であり、節12委託料は保険請求事務機器及びソフトの保守委託料、節13使用料及び賃借料はレセプトコンピュータのリース料などが主なものでございます。節18負担金補助及び交付金は「フレンド・プラザ大町」内を借用して開設しており夜間警備保障業務と光熱水費については大町市への負担金でございます。款2予備費は100万円を計上しております。

12ページは給与費明細書、14ページは市町村負担金一覧でございます。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中牧盛登君） 説明が終わりました。本案について、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第15号は、総務常任委員会に付託いたします。

次に、議案第16号「令和2年度北アルプス広域連合老人福祉施設等事業特別会計予算」を議題とし、提案理由の説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長（傘木徳実君）登壇〕

○事務局長（傘木徳実君） ただいま議題となりました議案第16号「令和2年度北アルプス広域連合老人福祉施設等事業特別会計予算」について、提案理由の説明を申し上げます。

第1条でございますが、歳入歳出の総額を2億658万7千円とするものでございます。

4ページの歳入歳出予算事項別明細書をご覧ください。新年度予算は、前年度比383万3千円、1.9パーセントの増となっております。

8ページ、9ページの歳入をご覧ください。款1項1目1鹿島荘負担金1億6,029万6千円は、市町村からの鹿島荘の運営費、改築事業に係る連合債の償還に係るものと、鹿島荘の事業収入となる生活短期宿泊事業、老人保護措置費に係る負担金でございます。款2項1目1ひだまりの家収入2,484万4千円は、ひだまりの家の入所者9人分の介護保険給付費、目2ひだまりの家施設利用収入1,134万7千円は、介護保険の自己負担分、施設利用料、光熱水費、燃料代、食材料費であります。款4項1目1鹿島荘繰越金550万円、目2ひだまりの家繰越金400万円は、前年度繰越金で令和元年度当初予算と同額を見込んでおります。

10ページ、11ページの歳出をご覧ください。款1項1目1管理費1億1,291万9千円は、人件費では、嘱託医師と会計年度任用職員12名分、職員9名分でございます。節12委託料は、清掃業務委託料、給食調理補助業務委託料、消防設備点検委託料などがございます。目2生活費3,591万円は、入所者50人と生活短期宿泊事業入所者の日常生活

に係る経費でございます。主なものは、節10需用費は、介護が必要な入所者が増加してきておりオムツ等の消耗品費、燃料費の灯油代、光熱水費の電気料などや賄材料費でございます。

12ページ、13ページをご覧ください。節11役務費の手数料では、入所者の健康診断、シーツなどの洗濯手数料、節19扶助費は、入院患者の日用品のほか介護保険サービス利用に係る費用などがございます。項2目1ひだまりの家管理費3,970万7千円は、人件費では、会計年度任用職員10名分と職員1名分でございます。その他入所者9人分の日常生活費、施設の維持管理経費で、主なものは、節10需用費の燃料費、光熱水費、賄材料費でございます。款2、項1鹿島荘公債費1,475万1千円は鹿島荘改築事業の24年度事業の償還です。

14ページ、15ページをご覧ください。款3予備費は330万円としております。

16ページからは給与費明細書、22ページは市町村負担金一覧表でございます。

以上、主なものにつきましてご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中牧盛登君） 説明が終わりました。本案について、質疑はございませんか。

大和幸久議員。

○5番（大和幸久君） 11ページのところで苦情解決第三者委員会の予算立てがあります。こういった処理にあたる予算だと思いますが、昨年度の実績の中では、こういった苦情処理というのはありましたらどんな案件があつて、どんな解決をされたのか説明いただきたいと思ひます。

○議長（中牧盛登君） 鹿島荘所長。

○鹿島荘所長（丸山純生君） ただいまの質問にお答えいたします。昨年度については、苦情の実績はありませんでした。以上です。

○議長（中牧盛登君） よろしいですか。他にありませんか。

お諮りいたします。

この辺で質疑を終結することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よつて、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第16号は、福祉常任委員会に付託いたします。

以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 2時17分

令和2年 2月14日
開会 午前10時00分

- 議長（中牧盛登君） おはようございます。ただいまから北アルプス広域連合議会令和2年2月定例会、本日の会議を開きます。
- 本日の出席議員は、18名全員であります。
- よって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。
- ここで事務局より報告の申し出がございます。事務局長に報告を求めます。
- 事務局長。
- 事務局長（傘木徳実君） 昨日配布いたしました寄付採納報告について、一部文字の訂正がございましたので、本日改めて配布させていただきました。以上です。
- 議長（中牧盛登君） 続いて、理事者等の欠席、遅参等について事務局長の報告を求めます。
- 事務局長。
- 事務局長（傘木徳実君） 連合長、副連合長は出席をしております。以上でございます。

日程第1「常任委員会委員長審査報告・質疑・討論・採決」

- 議長（中牧盛登君） 日程第1「常任委員会委員長審査報告・質疑・討論・採決」を行います。
- まず、議案第1号から議案第5号までについて、総務委員長の報告を求めます。
- 総務委員長。

〔総務委員長（倉科栄司君）登壇〕

- 総務委員長（倉科栄司君） 総務常任委員会に付託されました議案の審査の概要について、順次報告いたします。
- 議案第1号「北アルプス広域連合広域計画の変更について」、審査の概要を報告いたします。
- 審査中、委員から、議案説明資料5ページの鹿島荘について、入所者の負担が増える場合があるが、年金所得が多い方でないと支払えないという状況もあり、措置費から自己負担分が賄われている状況等を考慮して検討していくと回答があるが、措置費から介護保険の自己負担額をどう負担するののかとの質問に対し、行政側からは、介護サービスを利用している入所者において、介護保険の自己負担額は、入所者の年金収入等による階層区分の割合に応じて、市町村からの加算分として鹿島荘の収入となり、この加算額を鹿島荘から入所者個人に扶助費として支給しているため、一定の階層以下の年金収入入所者は、ほとんど負担は生じない。現在の入所者で試算すると、月額千円以上の負担が発生するのは、年金で年額80万円以上の収入のある8人ほどで、最も負担額が多い人でも月額1万円程度との答弁がありました。

当委員会では慎重審査の結果、賛成多数で原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第2号「長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について」、審査の概要を報告いたします。

当委員会では慎重審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第3号「北アルプス広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定について」、審査の概要を報告いたします。

審査中、委員から、議案説明資料11ページの別表に該当しない職種は、どのようにするか、どのような職種で何人いるかとの質問に対し、行政側からは、北アルプス広域連合会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則第4条の「この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。」の条項を適用する。現時点では、施設所長の1名のみであるとの答弁がありました。

当委員会では慎重審査の結果、賛成多数で原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第4号「北アルプス広域連合職員定数条例の一部を改正する条例制定について」、審査の概要を報告いたします。

当委員会では慎重審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第5号「北アルプス広域連合職員の互助団体に関する条例の一部を改正する条例制定について」審査の概要を報告いたします。

当委員会では慎重審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（中牧盛登君） 総務委員長の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

第1号について、総務委員長に対してご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

大和幸久議員。賛成ですか、反対ですか。

（反対討論）

〔5番（大和幸久君）登壇〕

○5番（大和幸久君） 私は議案第1号「北アルプス広域連合広域計画の変更について」、反対の立場から討論いたします。

第5次広域計画の中で、SDGs（持続可能な開発目標）を取り上げています。これを取り上げることについては、賛成をするものですが、本広域計画の基本構想や基本計画には、関係あるとされる17の目標のマークが掲載されているだけで、その具体的な施策が示されておりません。議案質問に対して、構成市町村がそれぞれ持続可能な開発目標を位置付けているので、広域連合もこれに倣ったと答弁がありました。構成市町村は、第2次地方創生総合戦略の策定

にあたって、国からこの持続可能な開発目標を必ず取り入れるよう指示されて取り入れているもので、具体的な施策はほとんど示されておりません。マークが張り付けられているだけという広域計画のあり方が問題であり、広域連合としての基本構想や基本計画でどのように位置付け、具体的にどのように取り組むか、各事業において示した上で、本年度実行できる施策から取り組んでいく必要があったのではないかと問題提起をしておきたいと思います。

雪が降らない冬は、当地域において観光産業を始めとして、地域経済に深刻な打撃を与えている現状を見るにつけても、地球温暖化防止の取り組みを、ただちに実行に移すことの重要性を認識をさせられます。パリ協定は、地球温暖化の深刻な被害を避けるため、産業革命以来の平均気温の上昇を1.5度に抑える努力目標を掲げ、2050年には、CO2排出を0にする必要があるとされております。長野県は昨年12月、気象異常事態宣言を出し、ゼロカーボンの実現のため、省エネルギー再生可能エネルギーの復旧拡大の取り組みに本腰を入れるとし、菅谷松本市長は、地球温暖化対策の国際枠組みパリ協定に貢献することを表明する「世界首長誓約／日本」に署名し、持続可能エネルギーの推進など3項目に誓約し、気候変動に対する実際の取り組みを進めるとしております。白馬村では、白馬高校の生徒の要請を受け、県内初となる気象異常事態宣言出し、長野県も同様の宣言を発表しております。広域連合の対応は、これらを見ても遅れをとっているのではないのでしょうか。本年度事業における具体的な取り組みを求めておきたいと思います。

続いて、北アルプス連携自立圏事業について述べてみたいと思います。この連携自立圏は、国が東京一極集中を食い止め、地方圏からの人口流出を食い止めるダム効果を期待して作られて施策であります。定住自立圏構想の延長線上に策定されたものですが、これを進めてきた国自身が東京一極集中を止めることができず、5年間の第1期地方創生事業が失敗に終わったことを自ら認めております。何の反省の意も示さないまま第2次地方創生事業計画の作成を進めていることも問題であります。国は集中と選択によって、小規模自治体の自治を中心の市に任せ、奪い取る危険性を持つ、集権競争型自治モデルを目指しております。そもそも市町村は、様々な住民の要望に応えられるようフルセット主義を基本理念におき、その下で職員を配置し、個性豊かな自治体の構築を目指す住民自治組織がその目標であります。本来、国は、住民に根ざしたこのような自治を、発展させなければならない義務があるはずですが、ところが、この自立圏構想は、大幅な人口減と急速な少子高齢化が見込まれる中で、中心の市と周辺の市町村が1対1で協約を結び、衰退した町村は、やがて中心の市に吸収統合されていくことを見込んでいる制度としか私には見えません。広域連携では、市町村が対等の立場で相互連携契約を結び合い、基礎的自治体の自立性を尊重した上での、広域連携行政を進めていくというのが基本であるべきだと思います。以上、広域計画に対する私の主張を述べて反対討論といたします。

○議長（中牧盛登君） 他にありませんか。山本みゆき議員。

（賛成討論）

〔3番（山本みゆき君）登壇〕

○3番（山本みゆき君） 議案第1号「北アルプス広域連合広域計画の変更について」、賛成の立場から討論いたします。

広域計画は、地方自治法第291条の7の規定に基づき策定するものであり、大北地域の将来像と基本理念を掲げ、広域連合の目標や事務処理の方針を具体的に示し、広域連合と関係市町村が、共に事務を行っていくための指針とするものでございます。広域連合においても、大北地域が発展し続けるために、世界基準であるSDGsを計画の各項目に目標として示しております。

また、今回の計画策定にあたっては、関係市町村や北アルプス地域振興局の担当課長などによる計画策定委員会や課題別部会において、広域連合で共同処理する事業について検証を行い、より効果的、効率的なものとなるよう協議が重ねられたものであります。この計画の中には、介護保険をはじめ、消防、北アルプスエコパークや葬祭場の運営といった多岐にわたる広域的な事業が含まれており、いずれも地域住民にとって必要不可欠なものばかりであります。この広域計画の変更を可決のうえ、広域連合と関係市町村が協力して事業の推進を図ることこそが、住民福祉の向上につながり、新しい仕組みへの第一歩になるものと確信いたします。

以上、賛成討論とさせていただきます。皆様のご賛同をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（中牧盛登君） 他にありませんか。

お諮りいたします。

この辺で討論を終結することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第1号を総務委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

挙手多数であります。

よって、議案第1号「北アルプス広域連合広域計画の変更について」は、総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第2号について、総務委員長に対してご質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第2号を総務委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、議案第2号「長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について」は、総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第3号について、総務委員長に対してご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

大和幸久議員。賛成ですか、反対ですか。

(反対討論)

[5番(大和幸久君)登壇]

○5番(大和幸久君) 議案第3号「北アルプス広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定について」、反対の立場から討論いたします。

私がこの議案に反対する主な理由は、会計年度任用職員はわずかな待遇改善と引き換えに、いつまでも非正規職員、いつまでも雇止め可能という不安定な雇用を固定化する制度となる危険性があり、これを認めるわけにはいかないからであります。安倍自公政権は、地方公務員の臨時、非正規職員が平成28年度4月で64万人に増加しており、地方行政の重要な担い手になっている中で、適正な任用、勤務条件を確保する必要があることから、この改正を行うとしています。ところが、地方自治体の正職員がおかれている実態は、小泉政権の地方公務員削減政策以降の施策により、2001年度以降、15年間で45万人削減されてきており、この削減分を、低賃金の非正規職員の補充で補い、公共サービスが支えられてきたものであります。これは、財界の影響を受けた政府が、日本の公務員は数が多く、その人件費は国の財政を圧迫するので公務員の数を減らし、その給与を下げるべきだという論調を繰り返してきた中で実施されてきました。この結果、今日の非正規職員の激増という異常な事態に至っているわけであります。

日本の公務員の現状は、OECD諸国の比較で見ると、日本の労働力人口に占める公務員比率は低く、GDPに占める公務員給与の比率を見ても、日本は最下位となっております。日本は他の国に比べ、特殊な状況であるということが言えます。これらは、政府、財界の言う公務員の数が多く、公務員の人件費が財政を圧迫するので、その給与を下げるべきだとする主張、そのロジック、論拠が成り立たないことが明らかになっております。なぜならば、OECD各国は、日本よりも労働力人口に占める公務員比率及びGDPに占める公務員給与比率が高いにも関わらず、日本のようにGDPに対する負債水準が高い水準にはなっておりません。このことから、今のことは明確に証明できるものであります。また、公務労働は、地域経済から隔離されているわけではなく、地域経済の中で相互作用的な関係にあり、地域

経済の主要な支え手であって、地域の経済に根ざし、地域経済と密接な連関の下で公務労働をしております。この公務労働における、ワーキングプア、非正規職員の待遇改善こそが、地方経済の再生を目指す上で、極めて重要な要因となっていることを認識すべきであります。非正規職員の正職員化が本来のあり方であり、この取組みを最重要課題として真正面から取り組むことが、今求められていることを強調して、反対討論といたします。

○議長（中牧盛登君） 他にありませんか。太田伸子議員。

（賛成討論）

〔15番（太田伸子君）登壇〕

○15番（太田伸子君） 議案第3号「北アルプス広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定について」、私は賛成する立場から討論をいたします。

地方公務員の臨時、非常勤職員は、様々な分野で地方行政の重要な担い手となっています。臨時、非常勤職員の適正な任用、勤務条件を確保することが求められており、地方公務員法が改正されました。今回の条例制定は、この地方公務員法の改正にあたり、臨時的任用職員と特別職非常勤職員において、任用の厳格化が図られました。令和2年4月1日から新たに会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、臨時、非常勤職員の多くは、この会計年度任用職員に移行することで、給料の改善や期末手当の支給など待遇が改善されます。このことから本議案に賛成すべきと考え、賛成討論とさせていただきます。ご賛同のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（中牧盛登君） 他にありませんか。

お諮りいたします。

この辺で討論を終結することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第3号を総務委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

挙手多数であります。

よって、議案第3号「北アルプス広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定について」は、総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第4号について、総務委員長に対してご質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第4号を総務委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、議案第4号「北アルプス広域連合職員定数条例の一部を改正する条例制定について」は、総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第5号について、総務委員長に対してご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第5号を総務委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、議案第5号「北アルプス広域連合職員の互助団体に関する条例の一部を改正する条例制定について」は、総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号及び議案第9号について、総務委員長の報告を求めます。

総務委員長。

[総務委員長(倉科栄司君)登壇]

○総務委員長(倉科栄司君) 議案第6号「令和元年度北アルプス広域連合一般会計補正予算(第5号)」について、審査の概要を報告いたします。

審査中、委員から、常備消防費中、女性専用室等整備改修工事監理業務委託料差金について、100万円程の減額になっているが、どのような理由からかとの質問があり、行政側からは、翌年度以降に実施することとした業務委託料分を減額したものととの答弁がありました。

当委員会では慎重審査の結果、賛成多数で原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第9号「令和元年度北アルプス広域連合平日夜間救急医療事業特別会計補正予算(第2号)」について、審査の概要を報告いたします。

当委員会では慎重審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長(中牧盛登君) 総務委員長の報告が終わりました。

これより質疑にはいります。

議案第6号について、総務委員長に対しご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第6号を総務委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

挙手多数であります。

よって、議案第6号「令和元年度北アルプス広域連合一般会計補正予算(第5号)」は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号について、総務委員長に対してご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第9号を総務委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、議案第9号「令和元年度北アルプス広域連合平日夜間救急医療事業特別会計補正予算(第2号)」は、総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号及び議案第8号並びに議案第10号について、福祉委員長の報告を求めます。

福祉委員長。

[福祉委員長(猪股充拓君)登壇]

○福祉委員長(猪股充拓君) 福祉常任委員会委員長報告をいたします。当委員会に付託されました議案第7号「令和元年度北アルプス広域連合介護老人保健施設事業特別会計補正予算(第4号)」について、審査の概要を報告いたします。

当委員会では慎重審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決しました。

続きまして、当委員会に付託されました議案第8号「令和元年度北アルプス広域連合介護保険事業特別会計補正予算(第4号)」について、審査の概要を報告いたします。

審査中、委員から、保険給付費、地域支援事業の予算が減少しているのはなぜかとの質疑があり、行政側より、要介護認定者が事業計画に比べ減少していること、市町村が実施している総合事業・介護予防事業等が充実してきていることによるとの答弁がありました。また、

委員から、介護保険の財源のあり方、特に、国の負担のあり方を見直すべきではないかとの意見がありました。

当委員会では慎重審査の結果、賛成多数で原案を可決すべきものと決しました。

続きまして、当委員会に付託されました議案第10号「令和元年度北アルプス広域連合老人福祉施設等事業特別会計補正予算（第4号）」について、審査の概要を報告いたします。

審査中、委員から、給与費明細書の平均年齢が高いのではないかとの質疑があり、行政側より、実務経験が長い支援員等が多いとの答弁がありました。

当委員会では慎重審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（中牧盛登君） 福祉委員長の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

まず、議案第7号について、福祉委員長に対してご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第7号を福祉委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって、議案第7号「令和元年度北アルプス広域連合介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第4号）」は福祉委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号について、福祉委員長に対してご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

服部久子議員。賛成ですか、反対ですか。

（反対討論）

〔9番（服部久子君）登壇〕

○9番（服部久子君） 議案8号について反対討論をいたします。2000年に介護保険が発足しましたが、高齢化は進み、ますます介護を必要とする高齢者が増えております。しかし、8号議案は、保険給付費も地域支援事業費も最初の見込みより減額になっております。保険料、利用料の負担が重くなり、今までのように利用していた介護サービスを控えるようになっております。介護保険の創設を主導した元厚労省幹部から、このままでは介護保険は、国

家的詐欺の制度になると危惧の声が上がっております。介護が必要な人に、安心して利用できることを求め、減額補正予算に反対いたします。

○議長（中牧盛登君） 他にありませんか。

お諮りいたします。

この辺で討論を終結することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第8号を福祉委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

挙手多数であります。

よって、議案第8号「令和元年度北アルプス広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第4号）」は、福祉委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号について、福祉委員長に対してご質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第10号を福祉委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって、議案第10号「令和元年度北アルプス広域連合老人福祉施設等事業特別会計補正予算（第4）」は、福祉委員長方向のとおり可決されました。

次に、議案第11号について、各委員長の報告を求めます。

はじめに総務委員長の報告を求めます。

総務委員長。

〔総務委員長（倉科栄司君）登壇〕

○総務委員長（倉科栄司君） 議案第11号「令和2年度北アルプス広域連合一般会計予算」のうち、当委員会に付託されました部分について、審査の概要を報告いたします。

審査中、委員から、ごみ処理広域化推進費に関し、白馬リサイクルセンターの建設について、平成29年度に建設が中断されたが、当時の予算に比較し、どの位増額となっているかの質問があり、行政側からは、消費税の増分と部材の単価が上がった分を合わせて、約1

千3百万円ほど増額となっているとの答弁がありました。また、委員から、常備消防費に関し、はしご車の購入にあたって、2億1千万円ほど計上されているが、既存車両と主に変わった点は何かとの質問があり、行政側からは、前車両は納入から20年以上が経過し、価格比較では、1億円ほど価格が上がるが、装備もさまざま進化し充実したものとなっている、との答弁がありました。

当委員会では慎重審査の結果、賛成多数で原案を可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（中牧盛登君） 次に福祉委員長の報告を求めます。

福祉委員長。

〔福祉委員長（猪股充拓君）登壇〕

○福祉委員長（猪股充拓君） 議案第11号「令和2年度北アルプス広域連合一般会計予算」のうち、福祉常任委員会に付託された部分について、審査の概要を報告いたします。

審査中、委員から、障害支援区分認定審査会において、広域計画で「適正な審査判定」とあるが、適正な審査判定や審査の平準化をどう行っているのかとの質疑があり、行政側より、審査会委員には、県が行う新規委員研修を受講し就任いただいているとの答弁がありました。

当委員会では慎重審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（中牧盛登君） 各委員長の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

議案第11号について、まず、総務委員長に対しご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、福祉委員長に対しご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

大和幸久議員。賛成ですか、反対ですか。

（反対討論）

〔5番（大和幸久君）登壇〕

○5番（大和幸久君） 議案第11号「令和2年度北アルプス広域連合一般会計予算」に反対の立場から討論いたします。反対する主な理由の1つは、広域連合職員のプロパー化に関する取組みが不十分であるという点についてです。広域連合職員のプロパー化の必要性は、広域連合長も認めているところではありますが、その実現について、数年で実現したい、計画をもって実現を目指すという回答をしていますが、計画はいまだに示されておりません。職員の経験年数や職員の資質が整っているかなどについて、今はまだそのレベルに至っていないと

する認識のようですが、まず計画を明らかにした上で、職員の資質向上に向けてどのような方策を行おうとしているのかについて、明確にして公表すべきです。これは、広域連合長の管理監督責任を果たすという責務においても、そのガバナンスを問われているものであり、速やかに本年度事業の中でその実現に向けて、主導的に責任をもって着手することを求めておきたいと思います。

続いて、公共事業における入札業務に対する取組みについて触れてみたいと思います。公共事業の入札は、担当する広域連合職員が、いかに公正な自由競争がなされて落札に至る環境を整えられるかにあると思います。一例を引けば、消防のはしご車の入札業務にあたっては、30メートルのはしご車が圏域内のどこでも運用可能なのか、狭くて使えない場所があるなら使えるはしご車が他にないのか、また、メンテナンス費用も高額になるのであれば、1回目のメンテナンス費用は、はしご車購入とパックにして入札し、トータルで低額な入札が図れないかを検討するなど、あらゆる知恵や工夫を活かしてみる必要があるのではないのでしょうか。圏域住民が広域行政職員に求めるものは、いかに最小の経費で最大の効果を上げられるかということだと思います。圏域住民の負託に応えられる入札業務が実行されるよう万全を尽くすよう求めて反対の討論といたします。

○議長（中牧盛登君） 他にありませんか。丸山勇太郎議員。

（賛成討論）

〔16番（丸山勇太郎君）登壇〕

○16番（丸山勇太郎君） 議案第11号「令和2年度北アルプス広域連合一般会計予算」について、賛成の立場から討論いたします。令和2年度の一般会計予算には、地域住民の暮らしに直結する重要な予算が計上されています。特に、ごみ処理広域化推進費では、循環型社会形成に欠かせない施設として、白馬リサイクルセンター建設工事に関する経費が計上されています。これは、是が非でも実現させていただきたい施設です。また、地域住民の安心、安全に資するため、常備消防費においては、はしご付き消防自動車の更新に関する経費も計上されています。他にも総務費では、北アルプス市町村会館の管理経費、衛生費では、葬祭場の運営経費、保健衛生費では、当番医や病院群輪番制事業に関する経費など、いずれも地域住民にとって必要不可欠なものばかりであります。この予算を可決の上、事業推進を図ることは広域圏域の住民福祉につながるものと確信いたします。以上、賛成討論とさせていただきます。皆さまのご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（中牧盛登君） 他にありませんか。

お諮りいたします。

この辺で討論を終結することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第11号を各委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。

よって、議案第11号「令和2年度北アルプス広域連合一般会計予算」は、各委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号及び議案第15号について、総務委員長の報告を求めます。

総務委員長。

[総務委員長(倉科栄司君)登壇]

○総務委員長(倉科栄司君) 議案第12号「令和2年度北アルプス広域連合ふるさと市町村圏事業特別会計予算」について、審査の概要を報告いたします。

当委員会では慎重審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第15号「令和2年度北アルプス広域連合平日夜間救急医療事業特別会計予算」について、審査の概要を報告いたします。

当委員会では慎重審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長(中牧盛登君) 総務委員長の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

まず、議案第12号について、総務委員長に対して、ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第12号を総務委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって、議案第12号「令和2年度北アルプス広域連合ふるさと市町村圏事業特別会計予算」は、総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号について総務委員長に対して、ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第15号を総務委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって、議案第15号「令和2年度北アルプス広域連合平日夜間救急医療事業特別会計予算」は、総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号及び議案第14号並びに議案第16号について、福祉委員長の報告を求めます。

福祉委員長。

[福祉委員長(猪股充拓君)登壇]

○福祉委員長(猪股充拓君) 当委員会に付託されました議案第13号「令和2年度北アルプス広域連合介護老人保健施設事業特別会計予算」について、審査の概要を報告いたします。

審査中、委員から、リハビリスタッフは令和2年度においても3名体制なのかとの質疑があり、行政側より、引き続き3名体制で行っていくとの答弁がありました。次に、備品購入費のリハビリ用訓練台はどのように使用するのかとの質疑があり、行政側より、2階入所者用に利用するとの答弁がありました。また、新型コロナウイルス感染症の影響から、施設におけるマスクは不足していないかとの質疑があり、行政側より、年度内の利用分程度は確保しているとの答弁がありました。

当委員会では慎重審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決しました。

続きまして、当委員会に付託されました議案第14号「令和2年度北アルプス広域連合介護保険事業特別会計予算」について、審査の概要を報告いたします。

審査中、委員から、保険給付費における居宅介護サービス給付費でも、昨年度に比較して1億1,377万1千円の減額は、地域包括ケアの推進により、在宅サービスが充足している状況なのかとの質疑があり、行政側より、介護保険事業計画より要介護認定者が減少しており、「要介護3」以上の重度者の給付がほぼ横ばいであることから、要支援者と事業対象者等への市町村が行う総合事業や介護予防事業等が充足してきている状況との答弁がありました。また、委員から、介護保険における保険料負担、利用者負担の増高から、介護保険制度の抜本的な見直しが必要との意見がありました。

当委員会では慎重審査の結果、賛成多数で原案を可決すべきものと決しました。

続きまして、当委員会に付託されました「議案第16号令和2年度北アルプス広域連合老人福祉施設等事業特別会計予算」について、審査の概要を報告いたします。

審査中、委員から、養護老人ホームにおける課題は何かとの質疑があり、行政側より、入所者の高齢化と介護の重度化が課題であり、そのために、特定施設入居者生活介護について

検討しているとの答弁がありました。別の委員から、支援員等の会計年度任用職員の報酬額が低いのではないかと質疑があり、介護福祉士等の資格別と夜勤の有無で報酬額を8段階に区分し、平成30年度、令和元年度の2か年で賃金のベースアップを実施しているとの答弁がありました。また、委員から、マンパワーの充足に関して、高校生や専門学校生等を中心に、「インターンシップ制度」を検討したらどうかとの意見がありました。

当委員会では慎重審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（中牧盛登君） 福祉委員長の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

はじめに、議案第13号について、福祉委員長に対してご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより採決を行います

議案第13号を福祉委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、議案第13号「令和2年度北アルプス広域連合介護老人保健施設事業特別会計予算」は、福祉委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号について、福祉委員長に対してご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

服部久子議員。賛成ですか、反対ですか。

（反対討論）

〔9番（服部久子君）登壇〕

○9番（服部久子君） 議案第14号について反対討論いたします。すでに要支援者が介護保険から外され、要介護1・2も介護保険対象から外すことを国は検討しております。高齢者だけの世帯や高齢者の一人暮らしが増えている状況で、介護サービス、介護予防生活支援サービスを受けるニーズは、確実に高まっております。そのような状況で介護保険事業予算を、前年度より2億2,600万円も減額することは、高齢者やその家族が安心して生活を送ることができない状況が生まれます。国は、国庫負担を引き上げて介護保険事業を支えるべき

と考え、今回の減額された予算には反対いたします。以上です。

○議長（中牧盛登君） 他にありませんか。降旗達也議員。

（賛成討論）

〔4番（降旗達也君）登壇〕

○4番（降旗達也君） 議案第14号「令和2年度北アルプス広域連合介護保険事業特別会計予算」につきまして、賛成の立場から討論させていただきます。介護保険制度は皆さまご存じのとおり、保険料と公費を財源といたしまして、介護が必要になった高齢者を社会全体で支える仕組みであります。本議案の令和2年度の介護保険事業特別会計予算においては、介護給付、予防給付、地域支援事業に必要な予算がしっかりと計上されており、中でも、先ほど委員長報告にもありましたように、市町村が行う総合事業、介護予防事業などが充実してきていることから、この予算は可決すべきものと判断をいたすところでございます。この地域における、自助、互助、共助の活動がますます推進され、安心して介護を受けられる体制が充実していくことを願いまして、賛成の討論とさせていただきます。皆さまのご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（中牧盛登君） 他にありませんか。

お諮りいたします。

この辺で討論を終結することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第14号を福祉委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数であります。

よって、議案第14号「令和2年度北アルプス広域連合介護保険事業特別会計予算」は、福祉委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号について、福祉委員長に対してご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第16号を福祉委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって、議案第16号「令和2年度北アルプス広域連合老人福祉施設等事業特別会計予算」は、福祉委員長報告のとおり可決されました。

以上で、本2月定例会に付議されました案件は、すべて終了いたしました。

ここで広域連合長のあいさつを受けることといたします。

〔広域連合長（牛越徹君）登壇〕

○広域連合長（牛越徹君） 2月定例会の閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位には、昨日、本日と2日間にわたり、本会議及び常任委員会におきまして慎重にご審議いただき、ご議決を賜りましたことに、厚く御礼申し上げます。

ご議決いただきました本年度補正予算並びに、新年度予算など各案件につきましては、適切かつ効果的な執行に努めますとともに、生活環境や住民福祉の向上を図り、安心、安全な地域づくりの推進に力を尽してまいり所存でございます。

また、新年度から令和6年度までの5か年を計画期間とする、第5次広域計画につきましては、基本構想にあります当地域の将来像「雄大な北アルプスと共に活力と夢あふれる心豊かな地域をめざして」を目標に、圏域に住む人、訪れる人が、共にこの優れた自然環境の中で、心豊かに過ごし、心から愛せる地域づくりを進めてまいります。

広域計画に掲載しました各施策につきましては、これまでの取組みを継承しつつ、多様化する広域行政の役割を果たすため、構成市町村と十分検討を重ね策定いたしました。引き続き、広域連合と構成市町村が一体となり、計画に即して事業の推進に取り組んでまいります。

各市町村におきましては、間もなく市町村議会3月定例会が始まり、議員各位におかれましては、忙しい日々が続くことと存じます。どうぞご自愛いただき、圏域並びに市町村の振興発展のため、一層ご尽力いただきますようご祈念申し上げまして、閉会のあいさつといたします。誠にありがとうございました。

○議長（中牧盛登君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。議員各位には、公務ご多忙のところご出席いただきまして、厚く御礼申し上げます。

これにて、令和2年北アルプス広域連合議会2月定例会を閉会といたします。

大変ご苦勞さまでした。

閉会 午前10時59分

令和2年2月14日

議会議長

8番

9番